

韮崎市民向け 避難所運営マニュアル

市内の全指定避難所対応

- 1 「緊急時施設利用合意書」が作成済みの指定避難所
- 2 「緊急時施設利用合意書」が未作成の指定避難所
- 3 「緊急時施設利用合意書」を必要としない指定避難所

令和3年度：ウイルス（Virus）感染防止に対する事項（第5章）の追加及び
警報変更に伴う変更



韮崎市 令和4年度改定

～～～ もくじ ～～～

前章	本マニュアルで使われる用語	3
第1章	基本事項	4
1	避難所運営マニュアルの主旨	
2	指定避難所の運営主体	
2-1	指定避難所とは	
2-2	指定避難所の運営の流れ	
2-3	指定避難所の運営主体	
2-4	指定避難所の緊急時施設利用合意書	
2-5	指定避難所の施設利用の方法	
2-6	指定避難所の利用者	
3	指定避難所の運営機能	5
4	指定避難所の段階的運営	
(1)	開設直後～72時間	
(2)	2日目～3日目	
(3)	4日目～7日目	
(4)	8日目以降	
(5)	閉鎖	
第2章	運営体制	6
第3章	避難所の業務内容	7
1	指定避難所に必要な機能	
2	避難の流れ	
3	本部の責務	
4	本部の緊急対応例	
5	物資の配分について	
6	アリーナ（屋内体育館）の利用法	
7	撤収・統合	
(1)	撤収・集約に向けた避難者の合意形成	
(2)	避難所の後片付け	
8	指定避難所のルール（避難した各戸配布用）	11
第4章	緊急時施設利用合意書がない場合の開錠と開設	12
1	施設利用合意書を必要としない指定避難所	
2	施設利用合意書は必要だが、まだ作成されていない指定避難所	
3	施設利用合意書が未作成のミニ訓練	
第5章	ウイルス感染予防に関する対応	14
1	避難先の過密状態の回避	
2	避難所内での感染防止対策	
3	物資、資材等	16
4	体調不良の避難者への対応	
5	感染者が発生した場合の対応	
6	閉鎖時の対応	
後章	運営で使用する指定用紙類	18
1	通常の避難所運営で用いる様式	18
★	避難者名簿	★ 避難状況報告書
★	物資依頼票	★ 指定避難所記録簿
★	災害V支援要請カード	★ 未合意施設の利用マニュアル
★	施設利用未合意避難所の「ミニ訓練計画書」	
2	ウイルス感染防止で用いる様式	30
★	避難先選定フロー	★ 避難所イメージ図
★	非常時持出品チェックリスト	★ 緊急時避難予定先カード
		★ 体調不良時の申し出

前章 本マニュアルで使われる用語

1 国が定めた用語

(1) 防災

地域において、一般災害（風水害、土砂災害）、地震等の災害が発生した場合、市が実施すべき事務または業務に関し、地域内の関係機関の協力業務を含めた防災計画を策定し、それに従う公助の責務をいう。

(2) 地域防災計画

昭和 36 年に制定された災害対策基本法に従い、都道府県、市町村に義務づけられた計画。つまり、公助の責務で県民・市民を助ける防災政策が書かれている法定計画。

(3) 要配慮者

法律の条文「配慮すべき人々」を引用した言葉で、介護認定者、病人、乳幼児、妊婦、障がい者等、速やかな避難行動の出来ない人の総称。

(4) 避難行動要支援者

要配慮者の中で、「その時は助けてほしい」と意思表示した人。その人たちを自治会単位にまとめた個人情報を「避難行動要支援者名簿」という。

(5) 減災

平成 17 年の阪神・淡路大震災を契機に造語された言葉で、“自然災害や突然の事故は発生するもの”という前提に立ち、被害を最小限に食いとめるため、平素から自助・共助・公助の備えや訓練に取り組んでおくもの。と解釈する。

(6) ウイルス感染防止（感染：Infection）

令和元年度末からの世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、家庭や地区や指定避難所等で感染拡大防止の対応を図る必要が生じた。

2 緊急時の避難先

私たちの緊急時の避難先は、一般に、以下の8種となる。

一時避難場所：班や組で決めた広場や駐車場等の一時集合場所。

指定避難場所：地域防災計画に定められた公民館や公園等。

指定避難所:地域防災計画に定められた避難生活のできる施設。

備蓄倉庫も整備されている。

指定福祉避難所：地域防災計画に定めた要配慮者向けの施設。社会福祉協議会等。

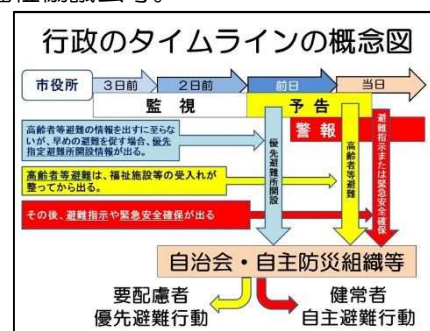
協定福祉避難所：市が協定を結んだ民間福祉施設等。

私設福祉避難所：地区・地域で任意に決めた要配慮者向けの施設。

緊急避難地：地区・地域で任意に決めた高台等の避難先。

戸別分散避難先：ウイルス感染を回避するため、各家庭で事前に決

めた親戚や知人宅など指定避難所以外の避難先。



3 緊急時の避難情報

法律により、異常気象に関わる避難情報は原則、市町村長が出す。

市は、刻々と変化する状況を監視し、危険が迫って来たと判断した場合は、以下の4種の避難情報とその予告（注1）を出す。

高齢者等避難：避難行動が難しい要配慮者等に対し、避難を開始するよう促す警報。（注2）

避難指示：危険な事態が迫っているので、速やかに「避難せよ」という命令。

緊急安全確保：すでに発災、または事態がさらに切迫してきたので、逃げ遅れた場合は、安全な場所に身を置くことを促す警報。

優先避難所開設情報：高齢者等避難は出ないが、事態の急変に対応して優先開設する避難所情報。

(注1) 原則、予告は「高齢者等避難」と「避難指示」に関して出る。

(注2) 気象庁の大雨防災情報レベル3に匹敵する事態となった場合。

4 その他は、マニュアル内で解説する。

第1章 基本事項

1 避難所運営マニュアルの主旨

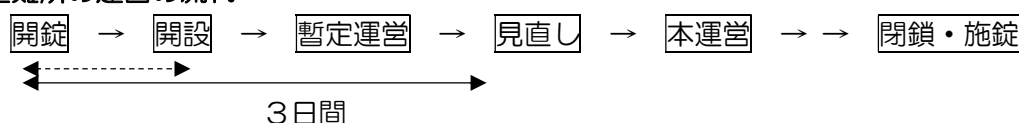
避難所運営マニュアル（以下、「本マニュアル」という。）は、昭和36年に制定施行された災害対策基本法第42条に準拠した「韮崎市地域防災計画」に定める指定避難所を運営する手引書で、本マニュアルは市民向けのマニュアルである。

2 指定避難所の運営主体

2-1 指定避難所とは

指定避難所とは、地震等の突発性災害の発生後または、大雨や大雪等の警告性災害の発生が予想される場合（以下、「緊急時」という。）、市民の一時的または長期的な避難生活を可能とする施設のことで、緊急時、市内の各地区がどの指定避難所を利用するかは、地域防災計画内に明記している。そのため指定避難所には、市が備蓄倉庫を整備している。

2-2 指定避難所の運営の流れ



指定避難所は開錠し、開設されて暫定運営に入るが、大規模自然災害等の発災で避難者の避難生活が長期化する場合は、開設して3日目に施設の利用を見直し、新たな運営に移行して最後に閉鎖する。（詳細は、本章－4の「指定避難所の段階的運営」を参照）

2-3 指定避難所の運営主体

原則、指定避難所は開錠から閉鎖まで、地域防災計画に示された、緊急時にその施設を利用する市民（以下、「対象住民」という。）が主体となって運営する。

ただし、警告性災害により「高齢者等避難」または「避難指示」の発令が予想される場合は、市職員を指定避難所に配置して開錠・開設する。

2-4 指定避難所の緊急時施設利用合意書

市内に避難専用の施設はないため、市は主に公的機関の学校施設や総合体育館等を指定避難所に定めている。学校を例にすると、学校側には「緊急時なので施設は貸すが、学校再開に配慮して使っていただきたい」という意向があり、事前に学校等と市民側で協議して、緊急時の施設利用に関する合意を図り、文書化したものである。

2-5 指定避難所の施設利用の仕方

- ① 緊急時施設利用合意書がある場合、合意書に示された利用となる。
- ② 緊急時施設利用合意書がない場合、または、緊急時施設利用合意書を必要としない施設の場合は、本マニュアルに沿った利用となる。（第4章参照）

2-6 指定避難所の利用者

- ① 緊急時に指定された避難所を使うよう、地域防災計画に定められた対象住民。
- ② 帰宅困難者（旅行者や、学校・仕事・行事等での来市者）。
- ③ その他、対象住民以外の市民。

3 指定避難所の運営機能

運営機能分類	機能大項目	タイミング
開錠・施錠	門や施設の開錠、セキュリティの解除	開設時や閉鎖時
1次開設機能	施設の安全確保、PITS対応、情報収集伝達	施設利用合意書に明記
2次運営機能	応急的避難生活の機能	開設直後～72時間
3次運営機能	長期的避難生活の機能	3日目の見直し以降

（注）PITS：Panic、Infection、Trouble、Stress

4 指定避難所の段階的運営

指定避難所においては、発災直後から避難生活が長期化した場合に至るまで、時間の経過とともに対応すべき課題が変化するため、各段階に分けた対応を図る。



（１） 開設直後～72時間

大地震等の突発性災害の場合、初期の避難者の中から自主防災組織や自治会の役員や地域減災リーダー等が中心となり、指定避難所の開錠と1次開設機能から2次運営機能を担う組織（以下「避難所運営委員会」または「運営委員会」という。）を編成する。

この段階では、まだ臨時の運営委員会だが、避難者の中の健常者に運営への協力を求め、混乱のない開設とスムーズな2次運営への移行を行う。

（２） 2日目～3日目

避難所運営委員会をさらに充実させる。公的機関も被災するため、発災から概ね3日間は自分たちの力で乗り切ることが前提となる。また、市の災害対策本部に別紙様式2に従った避難状況を逐次報告し、必要な物資や資機材等も要請する。さらに、大規模な災害で避難生活が長期化する場合には、指定避難所の運営支援に、避難者のみならず周辺地区住民や地域内の災害ボランティア等が加わる。

（３） 4日目～7日目

ここで一度、避難所の利用や運営体制を見直す。市の災害対策本部の情報から、自宅に戻る人、親戚宅に移る人、他の避難所に移る人等があり、過去の統計から、指定避難所は当初の避難者数の10～20%になることから、新たに3次運営機能を編成する。

この頃になると一部のライフラインが回復し、市の災害対策本部は被害の状況を把握でき、外部からの支援や災害ボランティアの受入等が始まる。救援物資も届くようになり、中高生や災害ボランティア等の協力を得て避難所の運営にあたる。また、指定避難所に避難していた要配慮者については、市の職員と運営委員会で協力して指定福祉避難所等へ移送する。

（４） 8日目以降

支援物資もある程度充足し、罹災証明の対応や仮設住宅への入居が開始される段階になると、避難所は撤収に向けた準備に入り、運営組織も縮小に向かう。一方で、避難所には自立困難な避難者が目立ってくるため、運営委員会は地区・地域の世話役として、最後まで適切な対応に努めることが望まれる。

（５） 閉鎖

使用した施設内の後片付け・清掃を行い、施設管理者がいる場合は指定避難所を施設管理者に引き渡し、指定避難所を閉鎖する。

原則、指定避難所は、そこに避難した市民が主体となって運営します。
そのため、普段に施設利用合意書に従った開設訓練をしておきましょう。
ただ、大雪や大雨等の警報のでる災害では、市が開錠・開設します。

いざという時は、

- ① 完璧な運営体制を求めるのではなく、まずは共助の力を高めましょう。
- ② 要配慮者対応とウイルス感染予防を優先させましょう。
- ③ 無理をせず、可能な範囲で運営を持続させましょう。

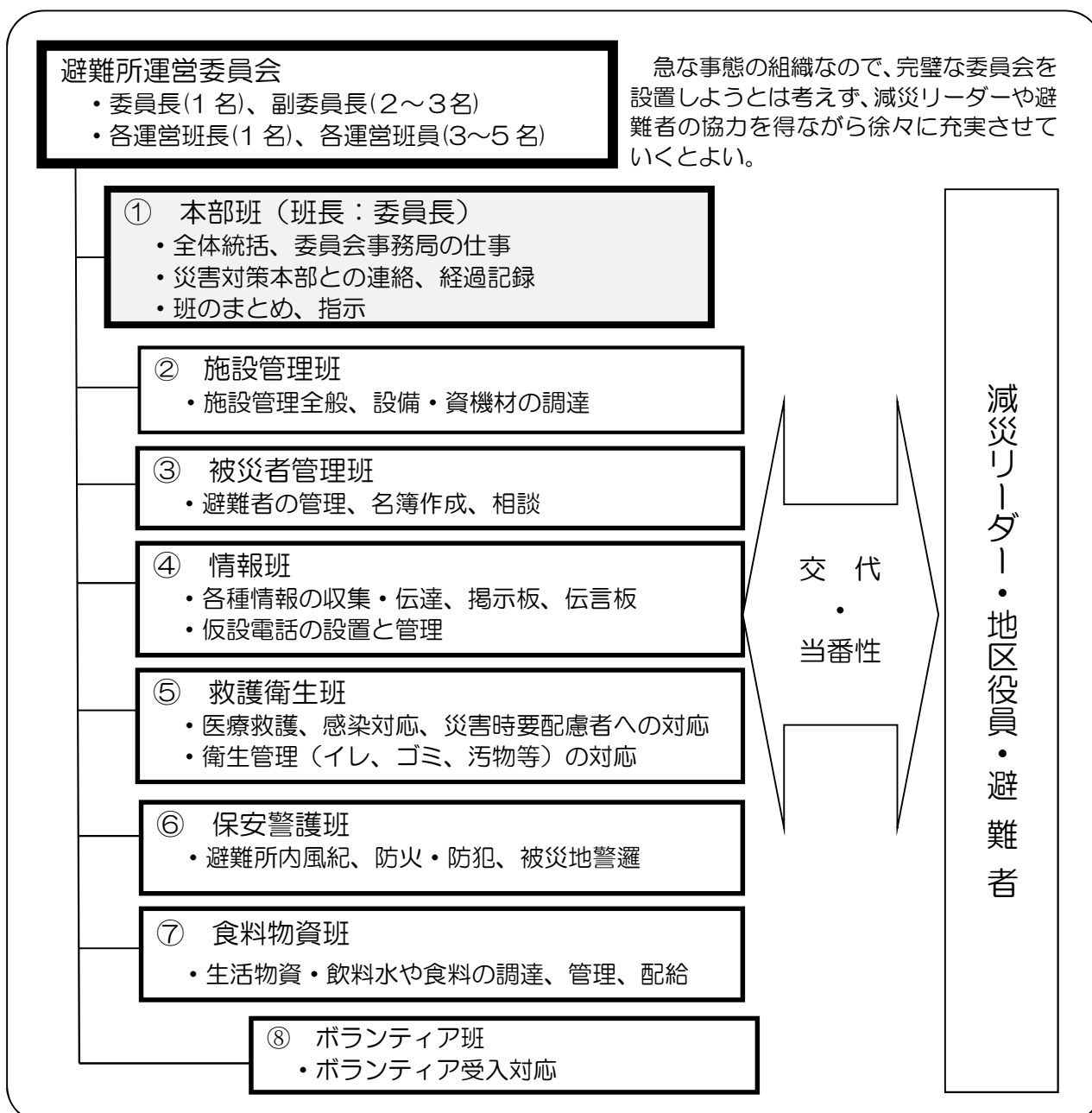
第2章 運営体制

指定避難所を運営する組織を「避難所運営委員会」と言い、複数の対象地区の自治会役員や自主防災組織の役員、地域減災リーダーで編成される。各地区の自主防災組織も同じ主要7班で編成されるので、その拡大組織として合同の運営委員会が設置されるが、中には自主防災組織のない自治会もあり、普段から定期的に合同訓練しておく必要がある。

自主防災組織も委員会も、以下の7つの主要班とボランティア班の計8班で構成される。



※避難所運営委員会の体制図（参考）



（注1）細かな規定はつくりず、訓練を通して、どう立ち上げられるかを話し合っておく。

(注2) 災害ボランティアについては、平成7年の阪神・淡路大震災後に利用制度が確立し、避難所や被災地域でボランティアニーズが出てから、市が設置した災害ボランティアセンター経由で国内外の災害ボランティアが手順を踏んで被災地にやってくる。

災害ボランティアは機材、食事、宿泊、保険等全てを準備して来るため、支援を受ける側であれこれ準備する必要はないが、地理感がないことや、トイレの利用や作業の指示、撤退時の対応にボランティア班が関与する必要がある。

市民からの災害ボランティアの要請は別紙様式7を使う。

第3章 避難所の業務内容

1 指定避難所に必要な機能

下表は、過去の災害の教訓から、指定避難所で必要とする機能の一覧である。

指定避難所機能一覧			場 所		担当班			段階		
通番	機能名		屋内	屋外	担当班(注1)	班番	機能概要	1次	2次	3次
1	施設の開設と施錠			○	施設管理班	2	門や施設の開設と施錠	●		
2	動 駐 線 と 場	避難車両の動線		○	本部班	1	避難車両の動線	●		
3		避難者の動線		○	本部班	1	避難者の動線	●		
4		要配慮者駐車場		○	本部班	1	要配慮者及び同乗者の駐車場	●	○	○
5		一般避難者駐車場		○	本部班	1	一般避難者向けの駐車場	●	○	○
6		支援車両の動線		○	本部班	1	以下の搬入・搬出物資の動線	●	○	○
7	搬 入 ・ 搬 出	支援物資荷降し場		○	食料物資班	7	支援車両が物資を降ろす場所		○	○
8		支援物資集積場	○	○	食料物資班	7	支援物資を集積する場所		○	○
9		給水場		○	食料物資班	7	給水車両の給水場		○	○
10		ゴミ置き場		○	救護衛生班	5	可燃・不燃ごみ置き場		○	○
11		汚物置場		○	救護衛生班	5	汚物置場		○	○
12		遺体安置場		○	救護衛生班	5	遺体置場		○	○
13	施設の安全確認		○	○	施設管理班	2	屋内外構造物の安全確認	●	○	○
14	本部			○	本部班	1	全体統括する個室	●	○	○
15	案 内	案内		○	被災者管理班	3	要配慮者の優先利用の振り分け	●		
16		感染予防		○	救護衛生班	5	ウィルス感染疑惑者の振り分け	●		
17		救出		○	救護衛生班	5	救出受付	●		
18	救護スペース		○		被災者管理班	2	要援護者や帰宅困難者等の避難エリア	●	○	○
19	隔離室		○		救護衛生班	5	ウィルス感染の疑いのある人の隔離場所	●	○	○
20	屋内トイレ		○		救護衛生班	5	屋内の既設トイレ・仮設トイレ	●	○	○
21	医務室		○		救護衛生班	5	病人やケガ人への対応	●	○	○
22	屋外トイレ			○	救護衛生班	5	屋外の既設トイレ・仮設トイレ	●	○	○
23	待機場 (注2)		○	○	救護衛生班	5	案内からの一時的待機エリア	●		
24	待機場内の受付		○	○	被災者管理班	3	自治会ごとの集団受付	●		
25	待機場内の情報担当		○	○	情報班	4	情報の収集と伝達	●		
26	避難所内の治安管理		○	○	保安警護班	6	避難者のトラブル対応	●	○	○
27	傘置場			○	施設管理班	2	正面玄関や体育館や渡廊下の付近	●	○	○
28	掲示板		○	○	情報班	4	情報伝達の掲示板の設置と運営	●	○	○
29	伝言板		○	○	情報班	4	情報伝達の伝言板の設置と運営		○	○
30	ペット飼育場			○	救護衛生班	5	一時的な屋外飼育		○	○
31	調理場		○	○	食料物資班	7	炊き出しする場所		○	○
32	仮設電話		○		情報班	4	電話、充電			○
33	更衣室		○		救護衛生班	5	着替え室			○
34	相談室		○		本部班	1	市の職員が常駐			○
35	洗濯場と物干し場			○	救護衛生班	5				○
36	保育室・児童室・授乳室		○		救護衛生班	5	仕切りで対応		○	○
37	シャワールーム			○	救護衛生班	5	仮設テント内等			○
38	食堂		○		食料物資班	7	飲食する場所			○
39	面会所・娯楽室・談話室		○		情報班	4	併用			○
40	ボランティア室		○		ボランティア班	8	災害ボランティアの控室			○
41	避難元の治安管理			○	保安警護班	6	避難元の治安対応(警邏など)		○	○

段階 1次:開設直後、2次:2日目以降、3次:3日目見直し以降。1次優先の◎印はパニック回避の優先機能。
(注1) 担当班は参考で、委員会にて自由に変更できる。
(注2) 荒天の場合は屋内に開設する。

その他、運営委員会の細かな対応が出てくるが、概ね、上記の避難者向け機能を認識しておく。

「緊急時施設利用合意」を目的とした訓練や、委員会主催の自主訓練では、●印の1次開設機能を重視した開設・運営訓練を実施し、2次運営機能以降は委員会が事態を状況判断して柔軟に対応する。

2 避難の流れ

(1) 災害種別の市の対応

災害種	市の対応
大地震や巨大竜巻等 突発性災害での対応	発災後、市職員は災害対策本部に参集し、各地区や避難所の情報を収集して、全市の状況を把握してからの対応となる。
大雨や大雪等 警告性災害での対応	① 災害が予想されると災害対策本部を立ち上げ、職員を参集させる。 ② 高齢者等避難の情報を出す前に、避難行動要支援者の避難先を開設する。 ③ 防災無線、防災ナビ、地域メール等で、高齢者等避難の予告・発令を出す。 ④ 避難指示の予告・発令を出す前に、職員が分担して指定避難所を開錠し、案内と受付を開設する。 ⑤ 防災無線、防災ナビ、地域メール等で、避難指示の予告・発令を出す。 ⑥ 以下、状況により様々な対応が行われる。

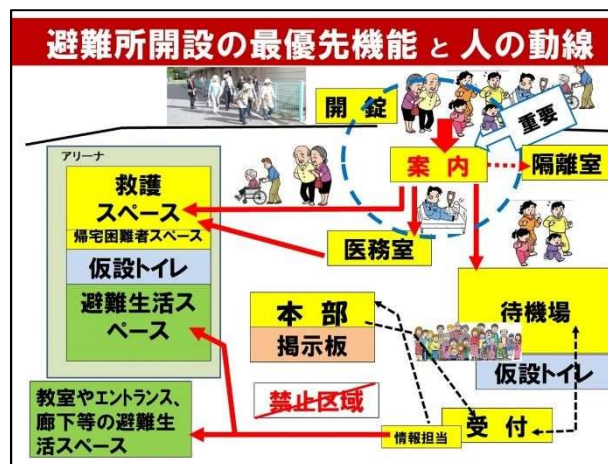
(2) 市の対応に整合した地区民の避難行動

災害種	地区民の対応
大地震や巨大竜巻等 突発性災害での対応	発災後、周囲の安全を確認しながら一時避難場所→指定避難場所等を経由して指定避難所に向かい、市民による開錠・開設となる。
大雨や大雪等 警告性災害での対応	① 避難準備情報が出た直後、地区内の要配慮者または避難行動要支援者を優先避難させる。 ② その他の地区民は避難の準備に入る。 ③ 遅くとも避難指示が出た場合、直ちに指定避難所に向かう。

(3) 突発性災害での指定避難所の開設例

市民による指定避難所の開設についての詳細は「緊急時施設利用合意書」に明記される。

概して、避難所開設時にPITS（パニック、感染、トラブル、ストレス）の低減化や予防を図るため、避難所の敷地内に入って来た人の動線の最初に「案内」を開錠し、要配慮者優先利用とウイルス感染予防への隔離などの振り分けを行う。



【避難所開設時の優先機能と人の動線の説明】

- ① （原則として）避難者は徒歩で避難所敷地内に入り、「案内」で指示を受けます。
- ② 案内では、以下の5方向に人の動線が形成されます。
 - ✧ 要配慮者・帰宅困難者・外国人を優先的に「救護スペース」に誘導します。
 - ✧ ウイルス感染の疑いのある人は「隔離室」に誘導します。
 - ✧ 病人やケガ人は、付き添いとともに「医務室（保健室等）」に誘導します。
 - ✧ 要救出情報があった場合、消防団等の救出担当（救護衛生班）にその情報を伝えます。
 - ✧ その他の人は、「待機エリア」（広いグラウンド等）に行くよう指示します。
- ③ 待機エリアで開設した「受付」では、
 - ✧ 自治会ごとに固まり、避難者情報や被災情報を収集して本部に連絡します。
 - ✧ 本部の指示に従い、共助要請に協力します。
- ④ 待機者はその後、本部の指示で施設内の「避難生活スペース」に入ります。

（注）機能の詳細は、各指定避難所の「緊急時施設利用合意書」に明記されている。

3 本部の責務

- (1) 可能な範囲で開設から閉鎖までの運営責任を担う。
- (2) 災害対策本部と緊密な情報交換をすすめ、状況に応じた指示・判断を出す。
- (3) 地区責任者と緊密な情報交換をすすめ、対応を怠らないこと。また、毎日、避難者の健康状態を別紙様式 17 で調査し、また、地区別の避難状況を別紙様式 6 で調査する。
- (4) 指定避難所のルール（本章 8）の未定部を決め、避難した各戸に配布する。
- (5) 委員会の見直しで体制が崩れないよう、縮小しても閉鎖まで責任を全うする。
- (6) 別紙様式 5 にある「指定避難所記録表」に経過を細かく記録する。

4 本部の緊急対応例

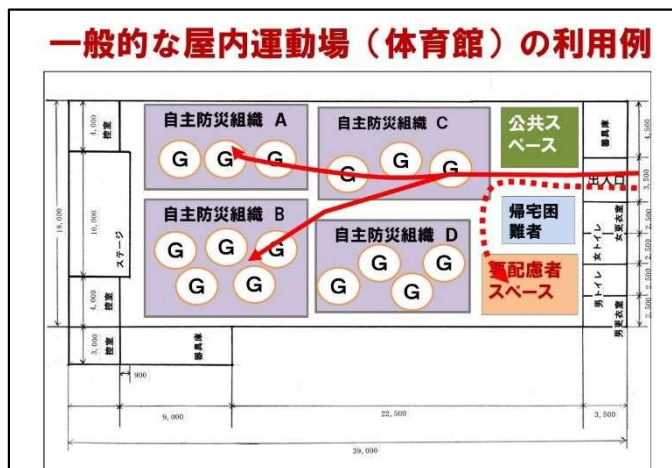
事 態	本部対応例
災害対策本部と連絡がとれない	「歩いてでも行って連絡を取る」を原則としているので、周囲の安全を確認しながら複数人で災害対策本部に向かう。
建物の安全性が確保できない	壁に亀裂が入った場合や、附帯構造物の落下転倒の危険がある場合は、避難者を別の場所または指定避難所に移す。
浸水するかも知れない	「緊急時施設利用合意書」の 2 次利用規定に従い、階上に移動するよう指示する。（垂直避難させる）
飲料水が足りない 生活用水が足りない	① 災害対策本部に給水車を要請する。 ② 避難者に呼びかけ、周辺地区・地域から調達する。
食料が足りない 物資が足りない	① 食料は、災害対策本部に別紙様式 3 で要請する。 ② 物資は、災害対策本部に別紙様式 4 で要請する。 ③ 避難者に呼びかけ、周辺地区・地域から調達する。
暑くてたまらない 熱中症の症状が出た	避難者の協力を得て、少しでも室温を下げる工夫をする。 エアコンのある部屋に移す、または災害対策本部に救急車を要請する。
寒くてたまらない 風邪の症状が出た	避難者の協力を得て、少しでも室温を上げる工夫をする。 医務室で投薬する、または災害対策本部に救急車を要請する。
避難スペースが足りない	① 「緊急時施設利用合意書」の 2 次利用規定に従った施設を使用する。 ② 別紙様式 10 にある、順次確保の並びを参考に再編する。
重病者が出た	① 災害対策本部または消防署に救急車を要請する。 ② 避難者に呼びかけ、応急手当が出来る人に対応を頼む。
ウイルス感染の疑いがある 人がある	① 隔離室に移し、災害対策本部に連絡して指示を受ける。 ② 救護衛生班に完全防護であたるよう指示する。
地区の情報が把握できない	地区の責任者に代わり、別紙様式 6 の地区情報を集める。
ボランティアが足りない	災害対策本部に別紙様式 7 で災害ボランティアを要請する。

5 物資の配分について

- ① 食料、水、物資等は公平に配分する。
- ② 数量が不足する物資等は、その物資等の内容を問わず、原則、要配慮者、子ども、大人の順に配分する。
- ③ 避難者一人ひとりに、各地区またはグループの代表者から配分する。
- ④ 配布は、原則、毎日____時頃に、場所は____で食料物資班が配布するので、秩序を保って班員の指示に従い受領する。
- ⑤ 配布する物資等の内容、数量は、その都度、放送等で避難者へ伝達する。
- ⑥ 各自、必要な物資等は避難所運営委員会の食料物資班に申し込む。
在庫がある場合はその場で渡すが、在庫がなく、必要と判断された場合は災害対策本部へ要請するので、物資が入ってきたかどうかは、各自で食料物資班に確認する。

6 アリーナ（屋内体育館）の利用法

- ① 屋内体育館内に救護スペースを確保し、優先的に要配慮者等を誘導する。ただし、別に柔道場のようなマットや畳の部屋があれば、そちらを要配慮者用にする。
- ② 残りのスペースに、本部指示で地区ごと、グループごと（組や班ごと）に避難者が入る。避難スペースが足りなければ教室、エントランス、廊下等を使う。
- ③ ウイルス感染レベルが高い場合、ソーシャルディスタンスをとる。
- ④ 帰宅困難者（旅行者や外国人等）も一時的に救護スペースに入るが、1～2日ほどで出ていく。
- ⑤ その他、公共スペースといって、入口付近を掲示板、一時相談場所、資料等配布等に使う。
- ⑥ 舞台は荷物置場、支援物資置場等に使用する。
- ⑦ 入口付近に傘置場を設置する。
- ⑧ 体育館のトイレを利用できるが、断水時や大地震後はしばらく凝固剤を使って利用する。



7 撤収・統合

ライフラインが回復し、日常生活の再開可能となれば、避難所生活の必要がなくなる。しかし中には自立困難な避難者がいるため、それらに配慮しながら徐々に指定避難所の閉鎖の準備に入る。

(1) 撤収・統合に向けた避難者の合意形成

- ① ライフラインの復旧状況等から災害対策本部と避難所撤収時期について協議する。
- ② 避難所が私立学校等の民間施設の場合には、避難者の減少に伴い、災害対策本部と協議して早期に公的な施設の避難所に統合・集約する。
- ③ 避難所の撤収、統合については、災害対策本部の指示を受けて委員会は避難所閉鎖の準備に取りかかる。
- ④ 各運営班に、避難所閉鎖のためにいつまでに何をするのか、計画作成を依頼する。
- ⑤ 閉鎖時期や撤収準備等について避難者に説明し、避難者の合意形成を行う。

- ✧ 避難所の撤収準備計画の作成や、住民への閉鎖時期の説明に際しては、事前に地区代表者と協議し、その後に避難者から合意を得る手順を踏む。
- ✧ 避難所の閉鎖や統合に伴う避難者の移動にあたっては、地区・地域の民生・児童委員や自治会、女性団体等の代表者等と個別に協議し、地縁や血縁のつながりが保てるように配慮する。

(2) 避難所の後片付け

- ① 設備や物資について、返却、回収、処分等を災害対策本部と協議して行う。
- ② 避難者は協力して避難所として利用した施設内外の片付け、整理整頓、掃除、ゴミ処理、除菌処理を行う。
- ③ 委員会は、避難所運営に用いた各種記録、資料を災害対策本部に渡し、避難所閉鎖の日に解散する。

- ◇ 後片付けは大変な人員と労力が必要になる。避難者だけでなく、地区・地域住民や災害ボランティアの協力が不可欠で、その最後の体制づくりに努める。

8 指定避難所のルール（避難した各戸配布用）

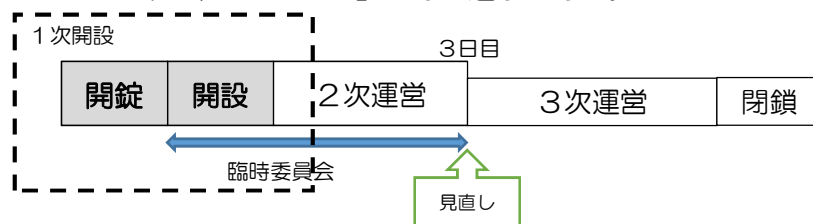
指定避難所での生活ルールは次のとおりです。空欄は指定避難所ごとに委員会が決めます。

- (1) 指定避難所の開設後、運営に関する事項について、運営委員会、施設管理者、市担当者によって協議します。
 - ・協議は、毎日午前_____時と午後_____時に定例会議を行うこととします。
 - ・運営委員会は、本部、施設管理、被災者管理、情報、救護衛生、保安警護、食料物資、（ボランティア）の各班と避難者で編成します。
- (2) 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖を検討します。
- (3) 避難者は、家族単位で名簿を提出する必要があります。
 - ・避難所を退所するときは、被災者管理班に転出先を連絡してください。
 - ・犬、猫などのペット類は、ケージ等に入れたうえで同行避難が可能です。ただし、避難者の生活スペースに入れることはできません。
- (4) 学校の場合、校長室、職員室、図書室、特別教室、倉庫など教育再開に必要な施設および避難に危険な施設は利用できません。
 - ・「立入禁止区域」、「使用禁止設備」、「禁止事項」等の指示、張り紙の内容には必ず従ってください。
- (5) 食料・物資は原則として避難者全員に提供できるまでは配布しません。
 - ・食料・物資は避難者のグループごとに配布します。
 - ・配布は避難所以外の近隣の人にも等しく行います。
 - ・ミルク、おむつなど、特別な要望は食料物資班が_____室で対応しますので、申し出てください。
- (6) 消灯は、夜_____時です。
 - ・廊下は点灯したままとし、体育館などの照明は落とします。
 - ・職員室など施設本来の運営に重要な部屋は、盗難防止のため施錠したままとします。
- (7) 放送は、夜_____時で終了します。
- (8) 仮設電話は、午前_____時から午後_____時までの利用に限定します。
 - ・呼び出しは、放送で行います。
 - ・~~公衆電話は緊急用とします。~~
 - ・携帯電話は所定場所以外での使用は禁止です。また、マナーモードをご利用ください。
- (9) トイレの清掃は、朝_____時、午後_____時、午後_____時に、救護衛生班と避難者が交替で行うこととします。
 - ・清掃時間は、放送または掲示板で伝えます。
 - ・水洗トイレは、給排水の利用確認ができるまで、使用禁止です。
- (10) 以下を禁止します。
 - ・飲酒・喫煙は禁止します。
 - ・裸灯の使用は禁止します。
 - ・焚火や、屋内での火器の利用は禁止します。
 - ・男性の立小便、穴掘りトイレは禁止します。
 - ・施設への傷つけや書き込みは禁止です。
 - ・危険物の持ち込みは禁止です。
 - ・その他、委員会が決めた禁止事項は掲示板に貼ります。

開設時の避難者の確認は、地区ごとに**別紙様式1**を配布して記入してもらい、本部に提出します。その際、未確定（空欄）項目があっても、各戸に「指定避難所のルール」を渡して読んでもらいます。

第4章 緊急時施設利用合意書がない場合の開錠と開設

本章では、「緊急時施設利用合意書」が作成されていない指定避難所の開錠と開設について記す。
2次運営以下については、「本マニュアル」にある通りである。



1 施設利用合意書を必要としない指定避難所

- (1) 地区内又は近辺にある、旧学校施設の体育館や公民館等が指定避難所の場合
対象地区や対象住民が少なく、施設の鍵は地区・地域内で管理保有し、普段に施設を利用していることから、その延長上で避難施設として自主開錠し、一時避難生活に入る。
- (2) 総合体育館、中央公民館、地区・地域と協定した民間施設等が指定避難所の場合
施設管理者はいるが、緊急時の施設利用は施設側によって「この部屋だけ提供する」という条件があり、そこで一時避難生活に入る。また、休日や夜間の緊急利用についてのみ①開錠の方法、②セキュリティ対応、③施設管理者との連絡方法、④感染防止対応等を事前に決めておく。

指定避難所の「緊急時施設利用合意書」を必要としない場合、普段の利用と同じく対象住民で開錠し、一時的な自主運営に入ります。

2 施設利用合意書は必要だが、まだ作成されていない指定避難所

該当する施設は、多くの市民が避難してくる小・中・高等学校等の施設である。

まだ施設管理者側と対象住民側で「緊急時の施設利用」について一度も協議されていないため、以下のような別紙様式8に従った開設と運営になる。

(4) 別紙様式8の資料「未合意施設の利用マニュアル」(学校の例)

707	使用可能な施設名	錠		暫定開設	2次利用
一階	正門	🔒		○	
	屋内体育館	🔒		○	
	本館	🔒	(注1)		
	エントランス、廊下				
	一般教室				
	グランド			○	
	駐車場		(注2)		
	備蓄倉庫	🔒		○	
階上	エントランス、廊下		(注3)		◎

(注1) セキュリティ対応に関しては、予め施設管理側から習得しておきます。
 (注2) 駐車場は、別途の見取図内に明記します。
 (注3) 階上の2次利用は、暫定開設でスペース不足や階下浸水等の事態での利用となります。

(2) 1次開設での要配慮者優先対応

避難所の開設では、PITS（パニック、感染、トラブル、ストレス）を低減化・予防する利用開始が求められる。そのため年に1度、行政主導で、大地震を想定して避難所を自主開設する、地区責任者の認識を高める訓練を行う必要がある。

施設利用合意書を必要とするが、未作成の場合、市は施設の暫定利用に関する調査を実施して「未合意施設の利用マニュアル」を作成し、施設の見取図や平面図と一緒に備蓄倉庫内に保管しておきます。そして定期的に、それらを活用した地区責任者のためのミニ訓練を行います。

3 施設利用合意書が未作成のミニ訓練

市内に指定避難所は数多くある。

指定避難所の施設利用合意書は、施設の立地や規模等によって内容が異なる。また、実際に合意書作成後に対象住民の自主的なフォローアップ訓練を実施してみないと合意内容の精度が上がらないことから、市は特定地区総合防災訓練に合わせた合意形成を計画的に行う。しかしながら数年間は、どうしても未対応の指定避難所が存在する。

その間に災害が発生した場合のことを考え、PITS（パニック、感染、トラブル、ストレス）を低減化・予防する最低限の地区責任者向けのミニ訓練を実施するものである。

（１）訓練の前提

- ① 想定事態は震度６強クラスの大地震。
- ② 市がその都度、施設管理側に「ミニ訓練計画書」（別紙様式９）を提出し、承諾を得る。
- ③ 施設の見取図を元に、晴天と雨天を想定した計画内容とする。
- ④ 実施日当日は、実施記録と開錠・施錠のため市の職員が立ち会う。
- ⑤ 事前に、対象者向けの説明会を実施する。
- ⑥ 対象者以外の市民の参加は自由である。

（２）訓練の対象者例

地区の責任者（区長、区長代理）、班長または組長、自主防災会役員、減災リーダー、消防団

（３）訓練時期と訓練時間の例

- ① 訓練日例：７月の第１日曜日
- ② 訓練時間例：午前８時～９時の１時間

（４）訓練内容例

#	訓練項目	内 容
①	開錠	職員が開錠する
②	要配慮者優先利用	「案内」を設置して要配慮者優先利用、ウイルス感染者対応
③	地区別情報収集	別紙様式２を使った情報収集
④	災害対策本部連絡	避難情報を災害対策本部へ連絡
⑤	本部指示	待機場にいる人を体育館内へ移動指示
⑥	ミニ研修	炊き出し中に、体育館内でミニ研修
⑦	炊き出し	備蓄倉庫内の非常食で炊き出し、配布、試食
⑧	責任者の総評・解散	訓練責任者が総評を述べ、その後に解散
⑨	施錠	職員が開錠する

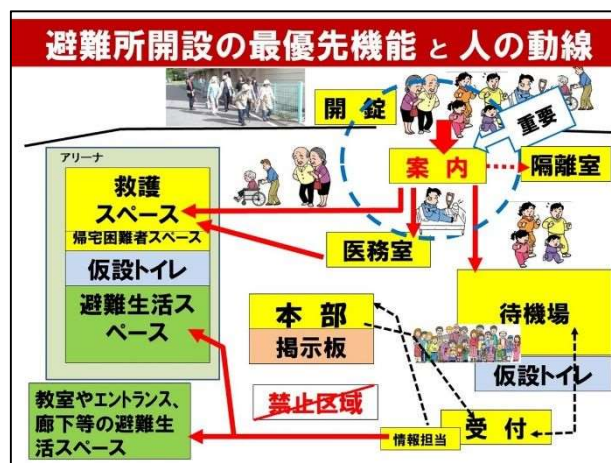
右図は、施設利用合意書に記される１次開設機能と、人の動線である。

特定地区総合防災訓練の初回訓練では、

- ① まず、施設に１次開設機能を暫定配置し、
- ② 運営委員会に該当する役割を決め
- ③ 施設側と対象住民の参加で訓練を実施して
- ④ 施設側と訓練スタッフで訓練結果を検証し
- ⑤ 対象住民の自主的な避難所開設・運営の訓練ができるための合意書を作成する。

という規模の大きな訓練を行う。

ミニ訓練では、この特定地区総合防災訓練の主要機能について地区責任者が体得しておき、いざという時に指定避難所で指示・指導ができるよう「未合意施設の利用マニュアル」を作成して、施設利用合意書ができるまでそのマニュアルに従った自主訓練を行うものである。



第5章 ウイルス感染予防に関する対応

本章は、ウイルス感染レベルが2（身体的距離2m、諸活動は自粛が望まれる）の中で市民に避難が求められる事態を想定して、市の対応（事前、事後）と市民の対応（事前、事後）を、地域防災計画と本マニュアルに反映させたものである。

1 避難先の過密状態の回避

水害による浸水や地震による家屋倒壊などの危険性がない場合は、感染リスクの低い自宅や親族宅など、少人数・個別空間での分散避難を優先する。また、避難所でも避難者を分散させる必要がある。

(1) 避難先の分散化

市	① より多くの施設に分散避難できるよう避難先の拡大を図る。 ア 協定施設、旅館・ホテル、学校（教室）などへの協力依頼 イ 新たな協力依頼先での必要な体制等の整備 ・ ソフト面：開設手順と避難所運営スタッフ配置の確立 ・ ハード面：必要物資、資材供給等の事前配備 ② 市民に向けた対応を図る。 ア 分散避難方法（選定フローと緊急時避難予定先カード）の導入と普及啓発 イ 感染レベル警報の周知徹底と発信
市民	① 感染レベルの警報を理解する。 ② 平時から世帯ごとに、分散避難先を決めておく。 ③ ②の分散避難先は、世帯ごとに「緊急時避難予定先カード」【別紙様式13】に記入し、地区で管理運営する。 ④ 避難先の検討は、「避難先選定フロー（感染防止対応）【別紙様式12】」により、自身や家族の安全を確保できる場所を選択する。

(2) 避難所内の避難生活スペースの確保法

市	① ソフト：感染リスク回避の方法を確立する。 ア 感染が疑わしい避難者の隔離スペースの確保 イ 「案内」で救護衛生班による体調チェックと隔離スペースへの誘導 ウ 隔離スペースでのサポート体制の確立 エ 一般避難生活スペースの体調変化者の隔離スペースへの誘導手順の確立 ② ハード：感染リスク回避の備品等を整備する ア スタッフ用感染予防品の整備（マスク、手袋、フェイスシールド等） イ 感染防止の衛生用品の整備（消毒液、感染性廃棄物処理用品等） ウ 隔離スペースで使用する段ボールの仕切りやベッドの整備 エ 一般避難者の生活スペースで使用する、仕切りの段ボールの整備 オ 一般避難者の生活スペースで使用する、ワンタッチドーム型テントの整備
市民	① 家族間でグループをつくり、周囲と距離をとる。 ② 自宅にワンタッチドーム型テントがあれば、避難時に持参する。 ③ 感染の疑いがある場合、隔離スペースの方に移る。 ④ 避難した医療関係者（医者、看護師等）は、可能な範囲で隔離スペースの支援スタッフに加わる。 ⑤ 地域減災リーダーは、積極的に運営スタッフに加わる。

2 避難所内での感染防止対策

避難所内においては、ウイルス感染予防の環境を整えるとともに、避難者や避難所運営スタッフが感染しない行動を取ることや、感染させない気配りをすることが重要である。

(1) 衛生管理・感染防止

市	① 避難所運営スタッフとして市職員が配置されている場合。 ア 次に示す「市民の行動」について、率先して行動するとともに、状況に応じた指示や協力を求める。 イ 定期的なアナウンスによる呼びかけや、チラシを配布または掲示する。 ② 感染性廃棄物を廃棄する場合、医療廃棄物専門業者と協議するなど、指定避難所内での衛生管理や感染防止の方法について避難所運営マニュアルに明記し、市民への周知を徹底する。
市民 親族や知人宅などに避難する場合も、同様に行いましょう。	【指定避難所内での衛生管理と感染防止策】 ① 換気の実施 ア 可能な限り定期的（１時間に１回１０分程度）に換気を行う。 イ 窓を開け、窓の方向に扇風機を向けて空気を循環させる。 ② 消毒（清掃）の実施 出入口やトイレ等のドアノブ、洗面所、居住スペース、床などの共用部分のほか、物品等も頻繁に消毒（清掃）する。 ③ 手指消毒液の設置 出入口、トイレ、洗面所などに複数設置する。 ④ 手指消毒液の活用や手洗いの励行、咳エチケットなどの徹底 チラシの掲示や配布、定期的なアナウンスを行う。 ⑤ 感染性廃棄物の処理 感染性廃棄物は、医療廃棄物を扱う専門業者による廃棄が必要であり、事前に市が取り決めた手順に従う。 ⑥ ゴミの処理 ア 足踏み式やふたができるゴミ箱などを利用する。 イ 使用済みマスク等、全て密閉して廃棄する。 ⑦ 避難所運営スタッフの安全対策 ア 本部や相談窓口などに飛沫防止ビニールシートを設置する。 イ マスク、使い捨て手袋、フェイスシールドなどを着用する。 ウ 必要に応じ、防護服等を着用する。 エ 基本的な対策等について、事前に訓練して理解する。 【指定避難所に持参したいもの】 ① 普段家庭内にある衛生用品 マスク、石けん、体温計、タオル、ティッシュ、ウェットティッシュ、スリッパ（上履き）、ゴミ袋、靴などを入れる大きめのビニール袋など ② その他、各家庭で持参したい衛生用品 アルコール消毒液、フェイスシールド、使い捨て手袋、汚物用ポリ袋・凝固剤など 【飛沫感染対策】 ア 向かい合わせではなく背を向けて座る。 イ 横並びで座る。 ウ 向かい合っの会話や大声を出すことは控える。

(2) 健康管理

市	① 避難所運営スタッフとして市職員が配置されている場合。 ア 次に示す「市民の行動」について、率先して行動するとともに、状況に応じた指示や協力を求める。 イ 定期的なアナウンスによる呼びかけやチラシを配布または掲示する。 ウ 保健師や看護師による定期的な巡回を行う。 ② 健康チェック表の整備【別紙様式１５，１６】
市民	① 健康チェック表の運用 ア 避難所運営スタッフの検温、手指消毒のほか問診票【別紙様式１６】により、健康状態を確認する。 イ 避難者には検温と手指消毒のほか、問診票により健康状態（基礎疾患の有無を含め）を確認する。 ウ 避難所運営スタッフの健康状態を確認し、必要に応じて検温と問診を実施する。 エ 高齢者や基礎疾患のある方は、体調悪化や重症化するリスクが高いため、日に二度の健康状態の確認を徹底する。 （基礎疾患等の個人情報の取り扱いには十分留意する。） ② 避難所運営スタッフへの報告、申し出 ア 体調不良時の申し出【別紙様式１７】 ● 軽い風邪症状（微熱・咳）が続いている。 ● 強いだるさ（倦怠感）がある。 ● 息苦しさ（呼吸困難）がある。 ● 普段の生活では感じない身体の不調がある。 イ 定期的なアナウンスによる呼びかけ

3 物資、資材等

物資、資材等の必要数を把握し、可能な限り確保するとともに、準備状況をリスト化する。

市	① 基本的な感染防止対策用	・ 消毒液（除菌、清掃用） ・ 手指消毒液 ・ マスク ・ 石けん、ハンドソープ ・ 除菌シート ・ 飛沫防止ビニールシート
	② 避難者等健康管理用	・ 非接触型体温計 ・ 電子体温計 （非接触型体温計は、外気の影響を受けやすい） ・ 血圧計 ・ 換気用大型扇風機
	③ 避難所運営スタッフ防護用	・ 使い捨て手袋、フェイスシールド、 ・ 防護服
	④ 避難スペース確保用	・ 間仕切段ボール ・ ダンボールシート ・ 屋内避難生活用テント
市民	① 指定避難場所（公民館）	市の整備を参考に、地区・地域で感染予防の物資や資材等を整備
	② 個人対応	家にとどまる場合、他に避難する場合、それぞれ【別紙様式１５】の物品を整備

4 体調不良の避難者への対応

避難施設内で発熱や咳などの体調を崩す避難者が出た場合について、事前にその際の対応を整備しておく。

市	① 平時に医療機関に対し、発熱、咳等の症状が出た避難者の対応方法を確認し、必要に応じて医師の診察や相談が受けられるよう、協力体制を構築する。 ② 発熱者等が出た場合は、症状等を医師に連絡、相談し、必要に応じて診察を受けさせる。発熱者等の処遇は、医師の判断に従う。 ③ ウイルス感染の疑いがある者が発生した場合に備え、中北保健所との連絡体制を整備する。 また、当該者に係る隔離方法や世話をする職員等の防護体制のほか、その他の避難者に係る対応方法等を保健所と協議する。
市民	① 避難所運営スタッフとして市職員が配置されていない場合（突発性災害） ア 災害対策本部にその旨を伝え、指示を受ける。 イ 災害対策本部に連絡できない場合は、しばらく避難所内で対応する。

5 感染者が発生した場合の対応

万が一感染者が発生した場合について、事前にその際の対応策を整備しておく。

市	① 軽症の場合であっても、避難所での滞在は適正ではないため、中北保健所と事前に協議し、別の避難先、移送方法、移送する際の役割分担や手順などをあらかじめ決めておく。 ② 移送後は保健所と連携し、消毒方法やその範囲、濃厚接触者の有無やその対応について協議する。 ③ 濃厚接触者対応についても、あらかじめ整備しておく。
市民	① 避難所運営スタッフとして市職員が配置されていない場合。 ア 災害対策本部にその旨を伝え、指示を受ける。 イ 災害対策本部に連絡できない場合は、しばらく避難所内で対応する。 ウ 移送先などが決定するまでの間は、隔離専用スペースで措置を講じる。 エ 濃厚接触者がいる場合は、濃厚接触者の専用スペースを設置する。

6 閉鎖時の対応

万が一感染者が発生した場合などを想定し、閉鎖時の対応等を協議しておく。

市	① 閉鎖時の清掃や消毒の方法について、感染者が出た場合の対応などを、事前に施設管理者と取り決めておく。 ② 感染性廃棄物は、医療廃棄物を扱う専門業者による廃棄が必要であり、事前にその取り決めを行う。
市民	① 避難所運営スタッフとして市職員が配置されていない場合は、災害対策本部の指示に従う。

別紙様式 1 避難者名簿

避難者→被災者管理班(名簿係)

(避難所名

) No.

避難者名簿

避難者グループ名

①	世帯代表者氏名				住所			
	入所年月日		年 月 日		電話			
	フリガナ 氏 名		年 齢	性 別	要援護者			
				男 女				
				男 女				
				男 女				
				男 女				
				男 女				
				男 女				
			※ここに避難した人だけを記入してください					
②	所属自治会[町内会]名							
	家屋の被害状況		全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通					
	親族等連絡先							
				支援区分		□避難所への入所を希望 □在宅のまま避難所サービスの利用を希望		
ご家族に、入れ歯や眼鏡等の不備、病気等の特別な配慮を必要とする方がいる等、注意点があつたらお書きください								
特技や資格をお持ちの方がいらっしゃいましたら、氏名と特技・資格の内容をお書きください								
氏名		特技・資格						
③	他からの問い合わせがあつたとき				よい	登録日 (入所日)	※	
	住所、氏名を公表してもよいですか？				よくない			
④	退出年月日				年 月 日		登録解除日 (退所日)	※
	転出先 住所 (氏名) 電話							

- ・この名簿は入所時に世帯代表の方が書いて被災者管理班の名簿係に提出してください。
- ・※印の箇所は、名簿係が記入しますので避難者の方は記入しないでください。
- ・入所にあたり、この名簿を記入し提出することによって避難者として登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります。
- ・内容に変更がある場合は、速やかに名簿係に申し出て修正してください。
- ・他からの問い合わせに対し、住所と氏名を公表してもよいか、必ずお書きください。
- ・名簿の内容を公表することによって、親族等の方々に安否を知らせる等の効果がありますが、プライバシーの問題がありますので、公表の可否についてご家族で判断してください。

別紙様式 2 避難状況報告書

《〇〇市災害対策本部連絡先》 TEL : 11-1111 FAX : 22-2222			
項 目		報 告 例	記 入 欄
(第1報は分かる項目だけ直ぐに報告)			
報 告 情 報	① 時間	●月●日 AM・PM ●時●分	月 日 () AM・PM 時 分
	② 避難所・避難場所	●●公民館	
	③ 連絡者(発信者)	市役所 太郎	
	④ 市本部(受信者)	受信者の名前を控えておく	市災対本部
避 難 情 報	⑤ 避難者数	5 0 0 人	人
	⑥ 世帯数	1 6 7 世帯	世帯
	⑦ (内、要配慮者)	(介助が必要な高齢者・障がい者 など)	人
	⑧ (内、ケガ人)	重症 0 人・軽傷 3 0 人	重症 人・軽傷 人
	⑨ 死亡者数	0 人	人
周 辺 状 況	⑩ 避難所の安全確認	未実施・安全・要注意・危険	未実施・安全・要注意・危険
	⑪ 火災発生	あり(延焼・大火・小火) なし	あり(延焼・大火・小火)・なし
	⑫ ライフライン停止	断水・停電・ガス停止・電話不通・その他()	断水・停電・ガス停止・電話不通・その他()
	⑬ 土砂崩れ	あり(●●神社付近)・なし	あり()・なし
	⑭ 道路状況	通行可能・渋滞・片側通行・通行止め	通行可能・渋滞・片側通行・通行止め
	⑮ 家屋倒壊	あり(全壊・半壊)・なし	あり(全壊・半壊)・なし
	⑯ 構造物倒壊	あり(●●橋に亀裂)・なし	あり()・なし
	⑰ その他	※その他、周辺の状況を記入。	
要 請 項 目	⑱ 人命救助	必要(※状況記載) 不要・不明	必要()・不要・不明
	⑲ 食糧	避難者用500食・在宅被災者用 300食 給水車・食糧(何を/必要量)	避難者用 食・在宅被災者用 食
	⑳ 寒さ対策	毛布・燃料(何を/必要量)	
	㉑ 暑さ対策	扇風機・保冷剤(何を/必要量)	
	㉒ その他	※その他、要請事項を記入。	

別紙様式 3 食料依頼票

避難所→災害対策本部

食 料 依 頼 票

No. _____

避難所	避難所名(住所)					
	発注依頼者(役職名)	FAX TEL				
	避難者用	食	うち			
	在宅被災者用	食 計	食	柔らかい食事	食	
その他の依頼内容						
災害対策本部	受信者名	本部食料担当 本票受取者名				
	[処理結果]					
	避難者用	食	うち			
	在宅被災者用	食 計	食	柔らかい食事	食	
	発注業者	TEL				
	FAX					
配送業者	TEL					
FAX						
到着確認時間					処理担当者	
月 日 午前・午後 時 分						

- ・本部班は、FAXで依頼を行うことを原則とします。
- ・FAXでの依頼を行うことができない場合は、直接、本部へ届け必ず控えを残します。
- ・避難所の市担当者は、受領時にその旨を災害対策本部へ連絡します。
- ・避難者用の中には、市担当者、施設管理者の人数も含めるものとします。

別紙様式 4 物資依頼票

避難所→災対本部→業者→災対本部

物 資 依 頼 票

①	発信日時 月 日 時 分				②	発注先業者名 FAX TEL			
	避難所名					票No. 票枚数(枚)			
	避難所住所					受付日時 月 日() AM・PM 時 分			
	発注依頼者 (役職名) FAX TEL					本部受信者名 FAX TEL			
		商品 コード	品 名	サイズ など		数量	単位 [ケース]	備考	個口
	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
6									
7									
8									
9									
10									
・ 1行につき1品、サイズ毎に記入し、数量はキリのよい数で注文 ・ 性別などの識別は、「サイズなど」欄に記入してください。							個口合計		

- ・食料物資班の人はこの伝票に記入し、市担当者に配達・注文を要請します。
- ・総務班は、原則としてFAXで依頼を行ってください。FAXが使えない場合は、必ず控えを残しておいてください。食料物資班は、受領時に「物資管理簿」に記入してください。

出荷日時 月 日() AM・PM 時 分				④	
③ 配達者名 FAX TEL				避難所 受領サイン	
お届け日時 月 日() AM・PM 時 分					

指定避難所名 記録# 指定避難所記録簿

[illegible]

別紙様式6 地区別状況調査票

年 月 日 時現在

指定避難所名

地区別状況調査票

避難地区名 記録者名

地区の責任者またはその代理人は、毎日、避難所内にいる状況を報告してください。

項番6以降は、全体的な状況を報告してください。

項目番号	状況調査項目	
1	総避難者数	_____人（大体でよい）
2	内、要配慮者数	_____人
3	内、ケガ人数	_____人 ケガの状況
4	内、乳幼児数	_____人 足りない乳幼児用品
5	内、病人数	_____人 具合の程度
6	飲料水充足度	1. 充足 2. 不足
7	食料充足度	1. 充足 2. 不足
8	寒さ状況	1. 厳しい 2. まだ我慢できる
9	暑さ状況	1. 厳しい 2. まだ我慢できる
10	睡眠	1. 不眠 2. 寝不足
11	疲労	1. 蓄積 2. 中程度 3. 軽度
12	ペット数	犬 _____匹 猫 _____匹
特記事項		

B

以下の太枠内を記入し、センターに要請してください。

364

別紙様式8 未合意施設の利用マニュアル（例）

未合意施設の利用マニュアル

本マニュアルは、「施設利用合意書が必要な施設であるが、まだ施設管理者側と対象住民側で、緊急時の利用について一度も協議されていない」指定避難所に対して、

- ① 緊急時の施設利用に関し、市の調査に応じた暫定的な施設利用法 または
- ② ミニ訓練を通じて改定された暫定的な利用法 が明記されたものです。

【資料基本情報】

施設情報	施設名	
	住 所	
	電話番号	
	資料作成時の 施設管理代表者名	携帯電話番号
	資料作成時の 教育課長名	携帯電話番号
対象地区情報	対象地区数	
	資料作成時の 対象地区名 地区代表者名・連絡先	【記入例】 ○○地区 伊藤四郎（090-0000-0000）
	ミニ訓練の実施日	令和 年 月 日（ 曜日）
	本マニュアルの作成日	令和 年 月 日（ 曜日） 場所
備考	対象地区代表者への説明日	令和 年 月 日（ 曜日） 場所

【暫定的な施設利用可能箇所】

下記表内の施設・設備は施設利用合意書が作成される前に緊急事態となった場合、暫定利用として施設管理側が許可したもので、別途、施設の見取図と平面図を併用して開錠・開設します。

707	使用可能な施設名	錠	留意事項	暫定開設	2次利用
一階	正門	🔒		○	
	屋内体育館	🔒		○	
	本館	🔒	（注1）		
	エントランス、廊下				
	一般教室				
	グランド			○	
	屋外トイレ			○	
	駐車場		（注2）		
			本部を設置する個室	○	
	備蓄倉庫	🔒			
階上	エントランス、廊下		（注3）		◎
	一般教室				◎

（注1） セキュリティ対応に関しては、予め施設管理側から習得しておきます。

（注2） 駐車場は、別途見取図内に明記します。

（注3） 階上の2次利用は、暫定開設でスペース不足や1階浸水等の事態での利用となります。

※ 本マニュアルは、ミニ訓練の検証で見直されます。

別紙様式9 施設利用未合意の指定避難所の「ミニ訓練計画書」

令和 年度 総合防災ミニ訓練計画書				
目 的	市内の施設利用合意書を必要とする指定避難所で、まだ合意書が作成されていない指定避難所の対象地区の責任者等を対象に、いざという時にPITS（パニック、感染、、トラブル、ストレス）を低減化・予防する自主開設ができるよう訓練します。			
実施要項	実施日（曜日）	令和 年 月 日（ 曜日）		
	実施時間	午前 時 ～ 午前 時		
	対象指定避難所			
	対象地区	以下の全 地区		
	集合場所			
	事前説明会	日（曜日）	令和 年 月 日（ 曜日）	
		時間	午後 時 ～ 午後 時	
		場所		
		内容	訓練の必要性、役割分担等を説明します。	
	訓練内容	開錠	職員が開錠する	
		要配慮者優先利用	「案内」を設置して要配慮者優先利用	
		地区別情報収集	別紙様式2を使った情報収集	
		災害対策本部連絡	避難情報を災害対策本部へ連絡	
本部指示		待機場にいる人を体育館内へ移動指示		
ミニ研修		炊き出し中に、体育館内でミニ研修		
炊き出し		備蓄倉庫内の非常食で炊き出し、配布、試食		
責任者の総評・解散		訓練責任者が総評を述べ、その後に解散		
	施錠	職員が開錠する		
備 考				

対象地区責任者へのお願い

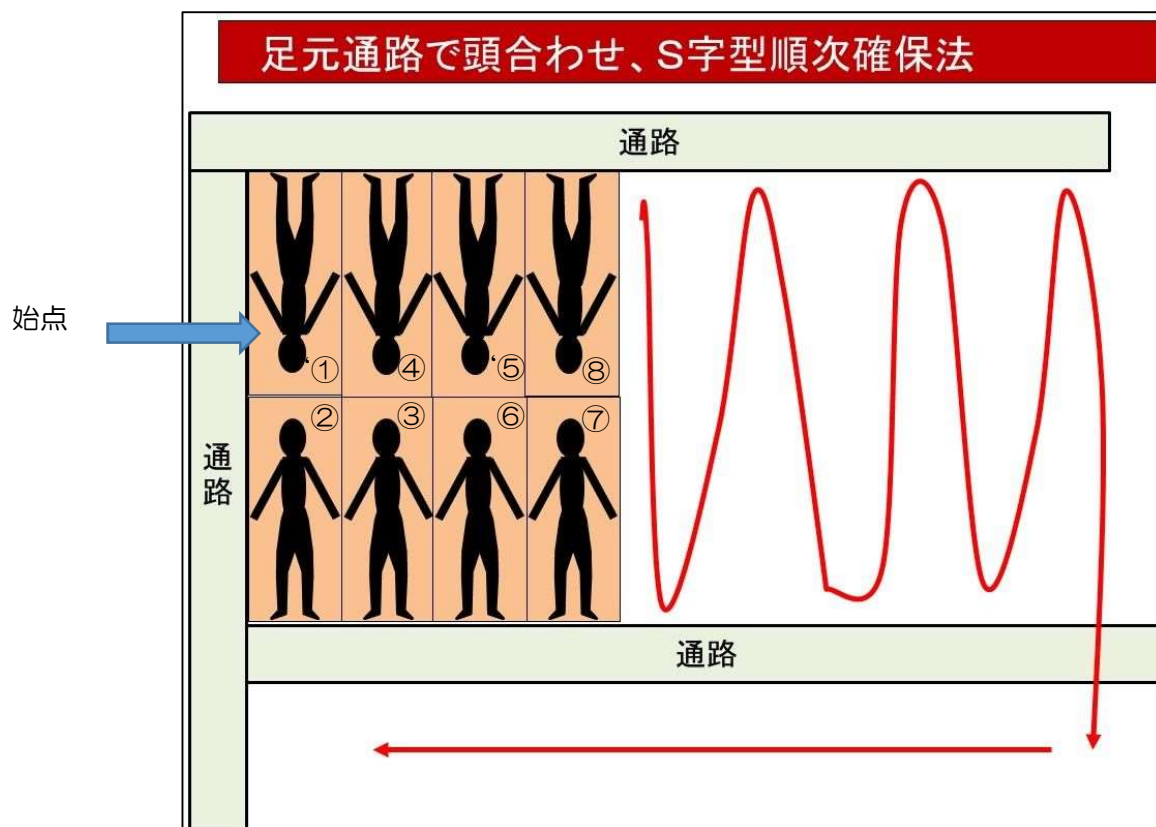
本市では、指定避難所はいざという時に周辺住民が自主的に開設し、運用するものとしています。
 そのため、指定避難所の施設管理者と対象住民とで一度、暫定訓練（特定地区総合防災訓練という）を実施し、緊急時の施設利用について協議して、合意形成しています。

しかしながら、一度に市内すべての特定地区総合防災訓練を実施することは不可能であることから、まだ合意形成ができていない指定避難所の対象住民向けに、市が主導でミニ訓練を行います。

本年度は、上記の計画で実施いたします。

是非、ご都合をつけてご参加を、よろしく、お願いいたします。

別紙様式10（参考） 避難スペース確保法（ウイルス感染レベルが0の時）



体育館内のスペースが不足した場合の、並び替えの例。

定型の板段ボールを使い、始点を決めて、そこから順次頭合わせで詰めていきます。

サイズは縦200cm×横80cmの板段ボールを用意しておき、並びに指導が必要となります。

条件は以下です。

- ① 一人あたりのスペースは、横になって、寝返りがうてる縦200cm×横80cm
- ② 大人も子どもも同じ
- ③ 足元の通路は60cm
- ④ 頭合わせのS字型

板段ボールには、使用法が印刷されていて、名前が書けるようになっています。

廊下でもエントランスでも、置いた場所が自分用の一時避難生活場所になります。

【メリット】

- ① 横になれる
- ② 家族が必ず頭合わせとなる
- ③ 床の寒さを和らげる
- ④ 無駄なくスペースを活用できる
- ⑤ どこでもスペースを確保できる

【デメリット】

- ① 備蓄にかさばる
- ② 体格の大きな人には窮屈

ウイルス感染レベルが高い場合、ソーシャルディスタンスをとるか、屋内テントの使用、ホテルや個人宅に向かうか、一時的に車中にいるかなど、各自で感染リスクを回避します。



別紙様式 11 緊急時連絡先

【公的機関】

機関	連絡先	備考
市役所		
警察署		
消防署		
病院		
社会福祉協議会		
近隣避難所		

【運営委員会電話番号】（記入式）

名称	氏名	連絡先	備考
運営委員長			
副委員長			
副委員長			
本部班長			
施設管理班長			
被災者管理班長			
情報班長			
救護衛生班長			
保安警護班長			
食料物資班長			

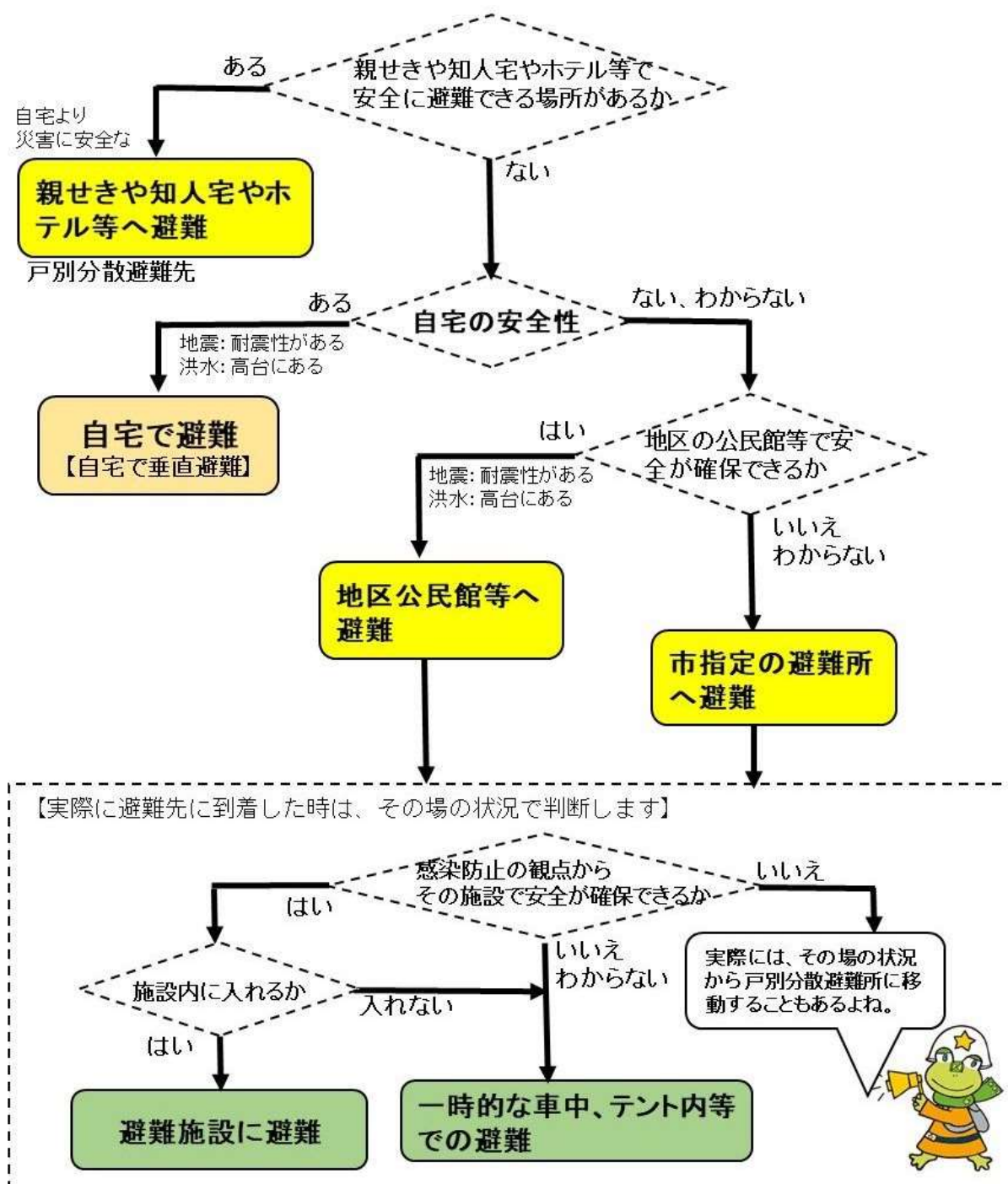
2 ウイルス感染防止で用いる様式

ウイルス感染が懸念される事態での避難所運営は、次のような様式を追加して記録・報告・申請を行います。

■ウイルス感染防止の避難先選定フロー 【別紙様式12】

ウイルス感染が懸念される事態の中で、大規模自然災害等で避難を余儀なくされた場合の避難先の選定

【平時に選定しておきたい避難先】



緊急時避難予定先カード【別紙様式13】

ウイルス感染が懸念される事態で、大規模自然災害等で避難を余儀なくされた場合の

緊急時避難予定先カード（令和2年版 説明文）

令和元年度末～2年度にかけての新型コロナウイルスの世界的感染拡大を受け、避難所においても感染防止対策として3密（密集、密接、密閉）を回避する必要があります。

しかしながら、指定避難所の利用スペースには限りがあるため3密が起きやすく、各家庭が事前に決めたより安全な親戚宅・友人宅・職場などに分散避難していただくことで、指定避難所内での感染リスクを抑えることができます。

そこで荳崎市は、

- ① ウイルス感染が懸念される事態の中で、
- ② 大規模自然災害等で避難を余儀なくされた場合

市が指定した避難施設以外に避難を予定する家庭は、本カードの裏面（家庭控）と提出用にそれぞれ避難先等をご記入いただき、地区内での分散避難の管理運営を考えています。

なお、①②の事態での避難行動で、市が指定した避難施設に向かうと決めているご家庭は、提出する必要はありません。

提出期限：令和2年7月20日までに、各班長にお届けください。



※【記入欄：ウイルス感染が懸念される事態での、あなたの家庭の避難予定先】

世帯主名	携帯電話番号
平常時居住者数	人、うち 要配慮者数
第1優先避難先 その他は記入してください	親戚宅・友人宅、知人宅、職場、ホテル・旅館 その他の施設(名称:)
第2優先避難先 その他は記入してください	親戚宅・友人宅、知人宅、職場、ホテル・旅館 その他の施設(名称:)

(注1) 別紙「避難先選定フロー」を参考にしてください。

(注2) 「要配慮者」とは、自力での避難行動が難しい高齢者や病人、妊婦などをいいます。

(注3) あくまでも本情報は予定です。実際に災害が起きた場合・起きそうな場合は、各家庭の判断で適切な避難行動をとってください。

※【記入欄：ウイルス感染が懸念される事態での、あなたの家庭の避難予定先】

世帯主名	携帯電話番号
平常時居住者数	人、うち 要配慮者数
第1優先避難先 その他は記入してください	親戚宅・友人宅、知人宅、職場、ホテル・旅館 その他の施設(名称:)
第2優先避難先 その他は記入してください	親戚宅・友人宅、知人宅、職場、ホテル・旅館 その他の施設(名称:)

(注1) 別紙「避難先選定フロー」を参考にしてください。

(注2) 「要配慮者」とは、自力での避難行動が難しい高齢者や病人、妊婦などをいいます。

(注3) あくまでも本情報は予定です。実際に災害が起きた場合・起きそうな場合は、各家庭の判断で適切な避難行動をとってください。

説明文の裏

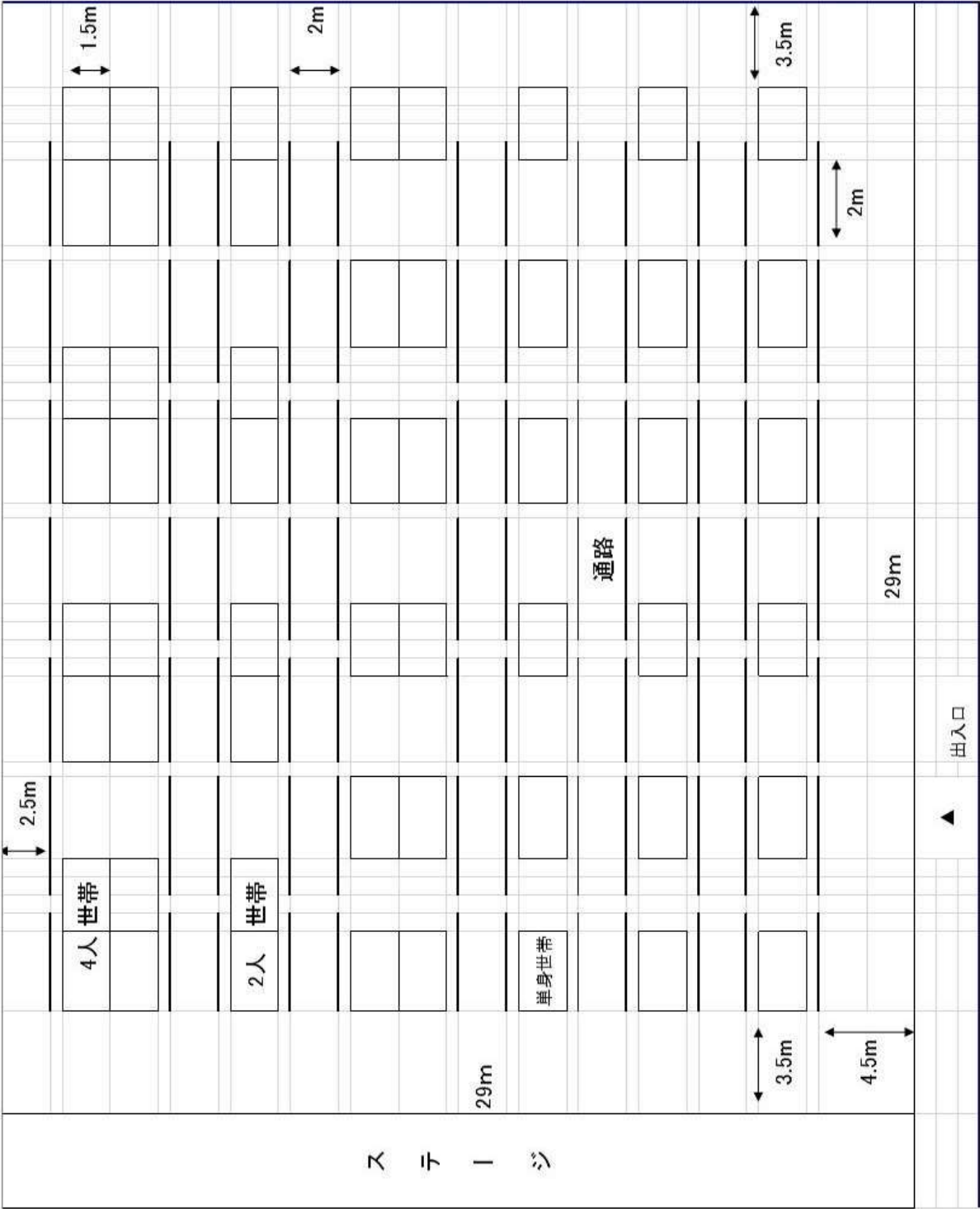
2枚目

上記は、令和2年度に荳崎市で実施した様式です。

区では、別紙様式12の「避難先選択フロー」を参考に、地区民に対して平時にこの調査を行い、地区民の名簿や避難行動要支援者名簿・マップ等に記録します。

■避難所イメージ図（感染防止対応）【別紙様式14】

ウイルス感染が懸念される事態の中で、不特定多数が避難生活を送る場合の、避難スペースの確保例



(注) 現実的に、開設時は混乱状態にあり本レイアウトの確保は困難なため、開設3日後の見直し段階で本レイアウトに配置する。

非常用持ち出し品チェックリスト 【別紙様式15】

分 野	品 目		備 考
一般的な 持出品	ベスト3	飲料水	☐ 一人1日3リットルを目安
		常用薬	☐ 毎日服用している薬や胃腸薬等
		食 料	☐ 最大3日分
	貴重品	現金	☐
		キャッシュカード	☐
		預金通帳、印鑑	☐
		健康保険証・免許証	☐
	情報通信	携帯電話	☐
		充電器	☐
		携帯ラジオ	☐ イヤホン付
		補聴器・メガネ	☐
	生活品	電池	☐
		毛布、タオルケット	☐
		洗面用具	☐
		調理器具	☐ ナイフ・缶切り等
		食器	☐ 割りばし、紙皿・コップ等
		衣類・軍手	☐ 下着、上着、靴下等の着替え、防寒着
		スリッパ(上履き)	☐
		携帯トイレ	☐
	その他	応急医薬品	☐ 絆創膏、ガーゼ、包帯、消毒薬等
		懐中電灯	☐
		お薬手帳	☐ コピーでも可
感 染 予 防 の た め の 物 品	マスク		☐ ※可能ならばサージカルマスク
	石けん		☐
	消毒液		☐
	体温計		☐
	タオル・ハンカチ		☐
	使い捨て手袋		☐
	ティッシュ		☐
	ウェットティッシュ		☐
	テント		☐ 自立式・ドーム型

※事前に準備しておきましょう。



問診票

【別紙様式16】

受付番号 _____

記入日時 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分

体温 ____ 度 ____ 分

氏 名 _____ 年齢(____)

性別 ____ 男 ____ 女

連 絡 先 _____ - _____

車両ナンバー _____

あてはまるものの数字に○をつけてください。

＜現状＞

1. 妊娠している
2. 通院している(通院理由: _____)(基礎疾患)
3. 日常的に薬を服用(薬名: _____)
4. 該当なし

＜濃厚接触の有無＞

1. 新型コロナウイルス感染患者との接触があった
2. 最終接触時期: 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日頃
3. 該当なし

＜2週間以内の行動歴＞

1. 県外に出かけていた(訪問先: _____)
2. 県外から帰省・来訪された方との交流があった
(_____ から帰省・来訪した _____) 例(東京から帰省した息子)
3. 海外から帰国(訪問先: _____)
4. 該当なし

＜症状＞

1. 熱がある(_____ 日前から _____ 度程度)
2. 風邪のような症状などがある
(該当するものに○: 咳、鼻汁、頭痛、のどの痛み、その他 _____)
3. 息苦しさがある
4. 強いだるさがある
5. 寒気、関節痛、筋肉痛などがある
6. からだにぶつぶつ(発疹)が出ている<口 かゆみや痛みがある>
7. 唇や口の周りにぶつぶつ(発疹)が出ていて、痛みがある
8. 下痢便(水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出するような便等)が出た
9. 吐いた、または吐き気がする
10. おなかが痛く、便に血がまざっている
11. 目が赤く、目やにが出ている
12. 味覚、臭覚障害がある
13. その他(_____)
14. 該当なし

体調不良時の申し出

【別紙様式17】

次の症状がある時は、すぐに避難所運営スタッフにお知らせください！！

1. 熱がある
2. 風邪のような症状がある
(咳、鼻汁、頭痛、のどの痛み)
3. 息苦しさがある
4. 強いたるさがある
5. インフルエンザのような症状がある
(寒気、関節痛、筋肉痛など)
6. 咳があり、血痰がでる
7. からだに発疹が出ている
(かゆみや痛みがある)
8. 口の回りに発疹が出ていて、痛みがある
9. 下痢便が出た
10. 吐いた、または吐き気がある
11. 腹痛があり、便に血がまざっている
12. 目が充血し、目やにが出ている
13. 味覚、嗅覚障害がある



令和4年3月29日改訂	ウイルス感染防止に関する事項及び警報変更に伴う事項を追加・修正。
令和5年3月16日改訂	指定避難所のルール中、ペットの同行避難について軽微な修正

韮崎市職員向け 避難所運営マニュアル

市内の全指定避難所対応

- 1 警告性災害で、指定避難所に配置指示を受けた場合
- 2 突発性災害で、指定避難所に配置指示を受けた場合
- 3 指定避難所に避難した場合



韮崎市 令和2年改定

前章	本マニュアルに用いられる言葉	2
1	国が定めた用語	
2	緊急時の避難先	
3	緊急時の警報	
第1章	基本事項	3
1	避難所運営マニュアルの主旨	
2	市民向けマニュアルと職員向けマニュアルの違い	
2-1	市民向けマニュアルとは	
2-2	職員向けマニュアルとは	
3	公助の責務の概念図	
4	指定避難所の緊急時施設利用合意書	
5	指定避難所の段階的運営	
6	災害種	
7	市民主体の運営体制	
第2章	職員の業務内容	5
1	地震で参集が困難な場合の行動	
2	警告性災害での指定避難所開設	
3	適切な施設開設	
3-1	緊急時施設利用合意書がある指定避難所	
3-2	緊急時施設利用合意書のない指定避難所	
4	指定避難所での関与	
4-1	施設利用合意書のある指定避難所での関与	
4-2	施設利用合意書のない指定避難所での関与	
後章	運営で使用する指定用紙類	9
★	避難者名簿	
★	食料依頼票	
★	物資依頼票	
★	指定避難所記録簿	
★	地区別状況調査票	
★	災害V支援要請カード	
★	未合意施設の利用マニュアル	

【資料】 市内指定避難所一覧表

第1章 基本事項

1 避難所運営マニュアルの主旨

避難所運営マニュアル（以下、「本マニュアル」という。）は、昭和36年に制定施行された災害対策基本法第42条に準拠した「荳崎市地域防災計画」に定める指定避難所を運営する手引書で、本マニュアルは職員向けのマニュアルである。

2 市民向けマニュアルと職員向けマニュアルの違い

2-1 市民向けマニュアルとは

地域防災計画では、大規模自然災害が発生した場合、公的機関（市役所、消防、警察、病院等）も被災し、その職員や家族、周辺地域も被災することから、指定避難所は、そこに避難する市民が主体に開設し、共助で避難生活に入ることを原則としている。

そのため市は、

- ① 指定避難所の運営主体
- ② 指定避難所の運営機能
- ③ 指定避難所の段階的運営
- ④ 運営体制
- ⑤ 避難所の業務内容
- ⑥ 緊急時施設利用合意書がない場合の開錠と開設

等の詳細を記した市民向けマニュアルを作成し、市民の啓発と訓練に活用するものである。

2-2 職員向けマニュアルとは

職員には、いざという時に市民を守る「公助の責務」（次項参照）がある。ところが過去の大規模自然災害の発生から、職員の市民への対応が及ばない事態も多いことから、前記の「指定避難所は、避難した市民が主体に開設し、避難生活に入る」が原則となっている。それを前提に、状況に応じて職員が避難所運営に関わる必要があり、職員は、市民がどのように避難所運営するかについて、市民向けの避難所運営マニュアルを理解した上で、

- ① 地震で参集が困難な場合の行動・・・地域住民と行動を共にする
- ② 警告性災害での指定避難所開設・・・配置された職員が担う
- ③ 適切な施設開設・・・施設利用合意書（4項参照）のある・なしでの対応
- ④ 指定避難所での関与・・・複数ケースでの関わり方

等の詳細を記した職員向けマニュアルを作成し、職員の啓発と訓練に活用するものである。

3 公助の責務の概念図

本マニュアルでの「公助の責務」とは、自然災害や事故の発生で、公的機関の職員が担う「市民を守る、市民を助ける」責務をいう。

職員には、「災害時職員行動規定に従わなければならない」という原則はあるものの、まず自分の身の安全確保を優先させ、その後は職員一人ひとりの状況に応じた適切な判断と行動が求められる。

概して「公助の責務」は、次の3つに分類される。

- ① 平時において、市民の自助力と共助力を高める責務
- ② 発災直前・直後の応急的責務
- ③ 業務再開への責務（BCP：業務継続計画）



【本章の以下は、「市民向け避難所運営マニュアル」にも記載されている】

4 指定避難所の緊急時施設利用合意書

市内に避難専用の施設はないため、市は主に公的機関の学校施設や地域体育館等を指定避難所に定めている。学校を例にすると、学校側には「緊急時なので施設は貸すが、学校再開に配慮して使っていただきたい」という意向があり、事前に学校等と市民側で協議して、緊急時の施設利用に関する合意を図り、文書化したものである。

5 指定避難所の段階的運営

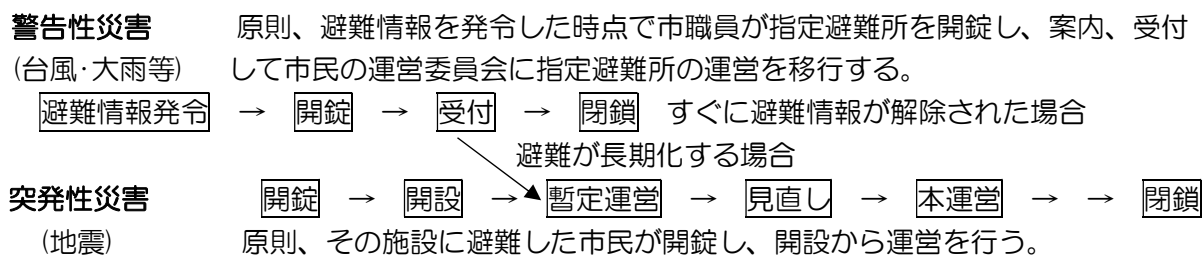
指定避難所においては、発災直後から避難生活が長期化した場合に至るまで、時間の経過とともに対応すべき課題が変化するため、各段階に分けた対応を図る。



まずは開錠し、開設されて暫定運営に入るが、大規模自然災害等の発災で避難者の避難生活が長期化する場合は、開設して3日目に施設の利用を見直し、新たな運営に移行して最後に閉鎖する。

6 災害種

自然災害は、地震のように突然に起きる**突発性災害**と、大雨や大雪のように市から避難情報が発令される**警告性災害**に大別され、この災害種で指定避難所の最初の運営に違いがある。



（注1）開設は、要配慮者を優先した施設利用で、パニックやトラブルやストレス（PT S）を最小限にとどめる目的のルールで行われ、これが「緊急時施設利用合意書」の1次開設に明記されている。

7 市民主体の運営体制

指定避難所を運営する組織を「避難所運営委員会」と言い、複数の対象地区の自治会役員や自主防災組織の役員、地域減災リーダーで編成される。各地区の自主防災組織も同じ主要7班で編成されるので、その拡大組織として合同の運営委員会が設置されるが、中には自主防災組織のない自治会もあり、普段から定期的に合同訓練しておく必要がある。

自主防災組織も委員会も、以下の7つの主要班とボランティア班の計8班で構成される。



第2章 職員の業務内容

1 地震で参集が困難な場合の行動

小規模の公民館等の指定避難場所に避難しても、そこで必要な運営機能は変わらない。

地域防災計画内の職員行動規定に、「大規模自然災害が発生した場合、職員は速やかに市役所に参集し災害対策本部の指示に従う」とある。しかしながら。在宅中に大地震が発生し、本人や家族がケガをした場合や、家庭内の被災状況・周辺の被災状況等で、災害対策本部への参集は難しいと判断した場合には、無理して参集する必要はなく、地域住民と行動を共にすることになる。例えば、

- ① 橋梁や道路が破壊して、河川を渡れない。
- ② 家族や周囲の人たちの面倒をみなければならない。
- ③ 強い余震が続いており、移動は危険である。

等の状況であれば、居住地域内に止まり、しばらく共助で凌ぐこともあれば、周囲の安全を確認しながら集団で指定避難場所（公民館等）や指定避難所（学校等）に向かうことになる。

その場合、職員は地域住民に頼られるため、自主防災組織や運営委員会組織に関与して応急業務をこなすことが求められる。



在宅中に大地震が発生し、災害対策本部に向かうことは困難と判断した場合、職員は地域住民と行動を共にし、自主防災組織や運営委員会組織に関与して応急業務をこなすこと。

2 警告性災害での指定避難所開設

大雨や大雪による災害発生が予想される場合、市および市職員は以下の手順を踏む。

- (1) 市役所内に災害対策（警戒）本部を設置し、変化する状況を監視する。
- (2) 翌日または十数時間後に災害の発生が予想される段階で、
 - ① （社会福祉協議会等の）福祉避難所に開設を依頼する。
 - ② 職員に、災害対策（警戒）本部への参集連絡を出す。
 - ③ 市長が避難準備情報を発令し、防災行政無線、市ホームページ、防災アプリ、メールマガジン等で発信する。
- (3) さらに危険な状況が迫っている段階では、
 - ① 避難情報に該当する地域の指定避難所に職員を差し向ける。
 - ② 施設に向かった職員は、以下の手順を踏んで指定避難所を開設する。（学校の場合）
 - ・ 休日・夜間であれば、門と施設を開錠し、セキュリティをリセットする。（注）
開校中であれば、施設管理者に指定避難所の開設を伝える。
 - ・ 要配慮者の避難エリアと健常者の避難エリアを確認する。
 - ・ 備蓄倉庫内から、指定用紙や開設用のサイン、マニュアル等を持ち出す。
併せて、受付用テーブルを用意し、備蓄倉庫内の毛布や飲料水を確認する。
 - ・ 「案内」と「受付」を開設する。
 - ・ 災害対策本部へ、開設済の連絡を入れる。
 - ③ 避難対象地区の地区長に、避難情報（避難勧告または避難指示）の発令を連絡する。
 - ④ 市長が避難情報を発令し、防災行政無線、市ホームページ、防災アプリ、メールマガジン等で発信する。



避難情報が発令される災害では、気象警報が発表された時点で災害対策（警戒）本部が市役所内に設置される。そのため、職員はいつでも参集できるよう準備し、指示を受けた場合は、速やかに指定避難所に向かい避難所開設と受け入れを担うことになる。
指定避難所では、遠慮せずに避難してきた市民に協力を求めること。

（注）セキュリティに関しては、鍵のダグやセキュリティボックス内にある手順に従って操作し、セキュリティ会社にも連絡する。

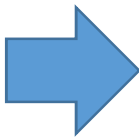
【指定避難所の開設】 警告性災害での、開錠後の案内と受付



案内

まず「案内」で要配慮者と同伴者、健常者を振り分ける。

要配慮者





受付

要配慮者と同伴者は畳やマットのあるエリアに入り、受付する。

健常者



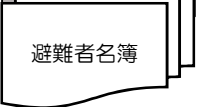


避難者名簿



受付

健常者は、受付して体育館や教室に入る。または、先に避難スペースを確保してから受付をする。



避難者名簿

(避難所名) No.

避難者名簿

避難者グループ名

①	世帯代表者氏名	住所	電話番号
	入所年月日 年 月 日	携帯電話	携帯用電話
	氏名 年齢 性別 要配慮者	※以下	
②	家族	所属自治会(町内会)名	
		家屋の 全壊・半壊・一部損壊	
		被害状況 断水・停電・ガス停止・電話不通	
		親族等 連絡先	
		口避難所への入所を希望	
		支援区分 口在宅のまま避難所サービスの利用を希望	
※ここに避難した人だけを記入してください			
ご家族に、入所時や避難時の不慮、病気などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点がございましたら書き添えてください			
特長や資格をお持ちの方がいらっしゃいましたら、氏名と特長・資格の内容をお書きください			
	氏名	特長・資格	
③	他からの問い合わせがあったとき	よい	登録日 ※ (入所日)
	住所、氏名を公表してもよいですか?	よくない	
④	退去年月日 年 月 日	登録解除日 ※ (退所日)	
	転出先 住所 (氏名) 電話		

・この名簿は入所時に世帯代表の方が書いて被災者管理班の名簿係に提出してください

・※印の箇所は、名簿係が記入しますので避難者の方は記入しないでください

・入所にあたり、この名簿を記入し提出することによって避難者として登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります

・内容に変更がある場合は、速やかに名簿係に申し出て修正してください

・他からの問い合わせに対し、住所と氏名を公表してもよいが、必ずお書きください

・名簿の内容を公表することによって、親族等の方々に安否を知らせるなどの効果がありますが、プライバシーの問題がありますので、公表の可否についてご家族で判断してください

「受付」で記入してもらう避難者名簿（別紙様式1）

- ③ 避難情報が発令される災害予想で、職員が指定避難所を開錠・開設した場合は、
- ・ 解除の指示を受けてから、職員が指定避難所を閉鎖し、
 - ・ 避難が長引く場合は、指定避難所の運営委員会に業務を引き渡す。
- いずれも災害対策（警戒）本部の指示に従う。

（注）「閉鎖」は、片付け、清掃、施錠まで行う。セキュリティは、鍵のタグまたはセキュリティボックス内の手順書に従って操作（学校に連絡）し、その後にセキュリティ会社に連絡する。

3 適切な施設開設

3-1 緊急時施設利用合意書がある指定避難所

平時に、自分や家族の避難先の施設利用合意書を一読し、合意事項（1次開設機能部（利用可能施設、見取図、平面図、車両関連、禁止事項、特記事項）のコピーを緊急時持出品の中に入れておく。また、急な対応で他の指定避難所の開設を指示された場合、その施設の備蓄倉庫内にある施設利用合意書の「合意事項」をよく読み、理解してから開設する。

3-2 緊急時施設利用合意書のない指定避難所

ここでいう指定避難所は、「施設利用合意書は必要であるが、まだ施設管理者側と対象住民側で、緊急時の利用について一度も協議されていない」施設のことである。
市は、その施設の調査またはミニ訓練を通して別紙様式8の資料「未合意施設の利用マニュアル」を作成し、施設の見取図と平面図を用いて開設する。

● 「未合意施設の利用マニュアル」の例（学校）

707	使用可能な施設名	錠	留意事項	暫定開設	2次利用
一階	正門	錠		○	
	屋内体育館	錠		○	
	本館	錠	(注1)		
	エントランス、廊下				
	一般教室				
	グラウンド			○	
	駐車場		(注2)		
	備蓄倉庫	錠		○	
階上	エントランス、廊下		(注3)		◎

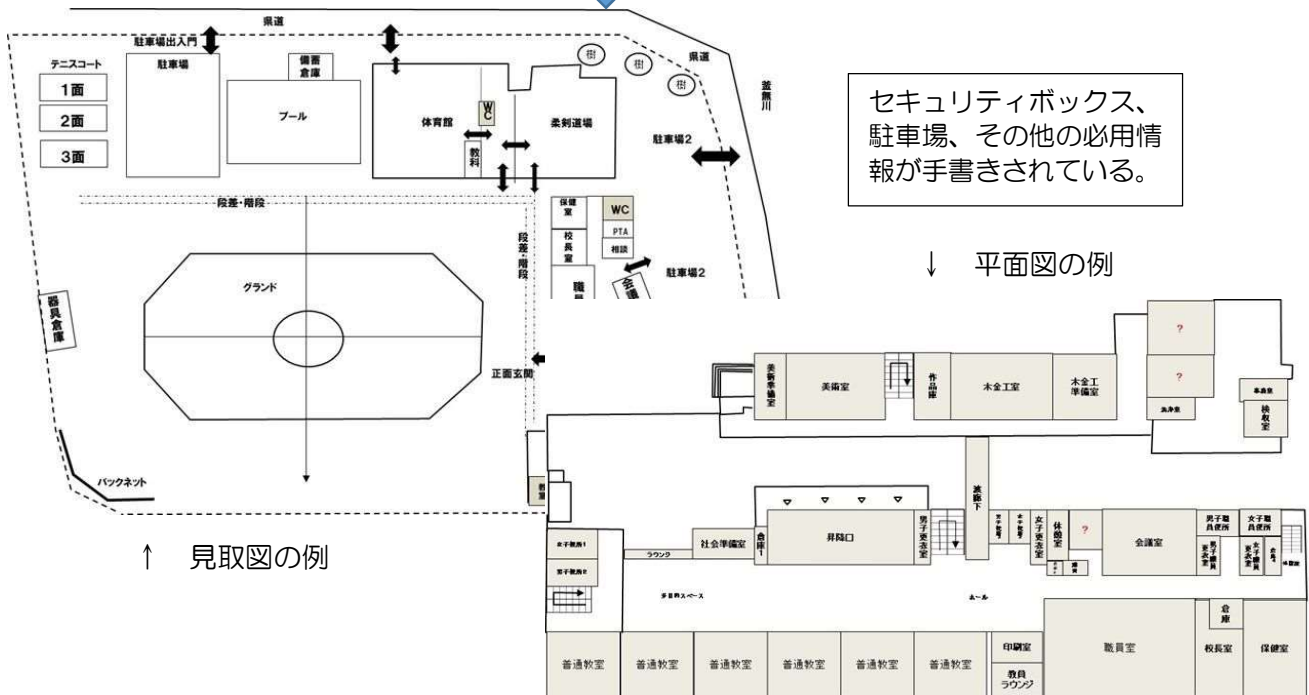
(注1) セキュリティ対応に関しては、予め施設管理側から習得しておきます。

(注2) 駐車場は、別途見取図内に明記します。

(注3) 階上の2次利用は、暫定開設でスペース不足や1階浸水等の事態での利用となります。

● 施設の見取図と平面図の例（学校）

緊急時利用のための3資料が
備蓄倉庫入口ドア内側の封筒内にある。



4 指定避難所での関与

職員が指定避難所に避難した場合、市の職員は積極的に運営に関わることが求められる。

地震等の突発性災害では、指定避難所は市民主体で開設運営されるが、その施設に避難した職員は積極的に本部に従属して運営に関わることが望まれる。

また、大雨や台風などの警告性災害では、避難情報を発令する事態が予想される時点で、災害対策（警戒）本部からの指示で指定避難所に配置され、開錠から開設を担うことになる。その後、避難が長期化する場合は、運営は市民主体の運営委員会にバトンタッチするが、本部が円滑に機能し、人的な充足も認められる状況になるまで、本部に従属して運営に関わることが望まれる。

4-1 施設利用合意書のある指定避難所での関与

災害種	ケース	職員の関与のあり方
突発性災害 (地震)	その施設に避難した職員	原則、対象住民が主体となって運営委員会を設置し、開錠・開設から閉鎖まで運営を担うことになるが、そこに避難した職員は、特別な事情（注1）がない限り、指定避難所を全体統括する 本部班 に従属し、特段、市の災害対策（警戒）本部との緊密な連絡役を担う。
	その施設に配置された職員	災害対策（警戒）本部から、配置の指示の時に与えられた「配置の目的」に従った業務を遂行する。
警告性災害 (台風・大雨等)	その施設に避難した職員	他の職員が配置されて開錠・開設を行っているので、特別な事情（注1）がない限り、配置された職員を手伝う。
	その施設に配置された職員	施設利用合意書に従った開錠・開設を行う。 手順は第2章2に示してある。
（注1）特別な事情とは、「体調不良の家族の面倒を見る必要がある」等、別に優先したい対応がある場合。		

4-2 施設利用合意書のない指定避難所での関与

災害種	ケース	職員の関与のあり方
突発性災害 (地震)	その施設に避難した職員	原則、対象住民が主体となって運営委員会を設置し、開錠・開設から閉鎖まで運営を担うことになるが、そこに避難した職員は、特別な事情（注1）がない限り、指定避難所を全体統括する 本部班 に従属し、特段、市の災害対策（警戒）本部との緊密な連絡役を担う。
	その施設に配置された職員	災害対策（警戒）本部から、配置の指示の時に与えられた「配置の目的」に従った業務を遂行する。
警告性災害 (台風・大雨等)	その施設に避難した職員	他の職員が配置されて開錠・開設を行っているので、特別な事情（注1）がない限り、配置された職員を手伝う。
	その施設に配置された職員	「未合意施設の利用マニュアル」が作成されている場合は、備蓄倉庫内にあるマニュアルとその施設の見取図、平面図を併用した開錠・開設を行う。
（注1）特別な事情とは、「体調不良の家族の面倒を見る必要がある」等、別に優先したい対応がある場合。		

警告性災害で指定避難所に配置された職員は、まず施設を開錠し、1次開設機能に対応して、PT S（パニック、トラブル、ストレス）に配慮した受け入れを行います。
また、避難してきた地域減災リーダー等に協力を求め、避難者に対応します。
突発性災害で指定避難所に配置された職員は、運営委員会に従属して、主に災害対策本部との連携を担います。

別紙様式 1 避難者名簿

避難者→被災者管理班(名簿係)

(避難所名

) No.

避難者名簿

避難者グループ名

①	フリガナ 世帯代表者氏名					住所 電話		
②	入所年月日		年 月 日			携帯電話		
	家族	フリガナ 氏 名	年 齢	性 別	要援 護者	メールアドレス		
				男 女		所属自治会[地区]名		
				男 女		家屋の 被害状況	全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通	
				男 女		親族等 連絡先		
				男 女				
				男 女				
				男 女		支援区分	☐ 避難所への入所を希望 ☐ 在宅のまま避難所サービスの利用を希望	
		※ここに避難した人だけを記入してください						
	ご家族に、入れ歯や眼鏡等の不備、病気等の特別な配慮を必要とする方がいる等、注意点があつたらお書きください							
特技や資格をお持ちの方がいらっしゃいましたら、氏名と特技・資格の内容をお書きください								
氏名		特技・資格						
③	他からの問い合わせがあつたとき					登録日 (入所日)	※	
住所、氏名を公表してもよいですか？					よい よくない			
④	退出年月日					登録解除日 (退所日)	※	
	転出先 住所 (氏名) 電話							

- ・この名簿は入所時に世帯代表の方が書いて被災者管理班の名簿係に提出してください
- ・※印の箇所は、名簿係が記入しますので避難者の方は記入しないでください
- ・入所にあたり、この名簿を記入し提出することによって避難者として登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります
- ・内容に変更がある場合は、速やかに名簿係に申し出て修正してください
- ・他からの問い合わせに対し、住所と氏名を公表してもよいか、必ずお書きください
- ・名簿の内容を公表することによって、親族等の方々に安否を知らせる等の効果がありますが、プライバシーの問題がありますので、公表の可否についてご家族で判断してください

別紙様式 3 食料依頼票

避難所→災害対策本部

食 料 依 頼 票

No. _____

避難所	避難所名(住所)					
	発注依頼者(役職名)	FAX TEL				
	避難者用	食	うち			
	在宅被災者用	食 計	食	柔らかい食事	食	
その他の依頼内容						
災害対策本部	受信者名	本部食料担当 本票受取者名				
	[処理結果]					
	避難者用	食	うち			
	在宅被災者用	食 計	食	柔らかい食事	食	
	発注業者	TEL				
		FAX				
配送業者	TEL					
	FAX					
到着確認時間 月 日 午前・午後 時 分						処理担当者

- ・本部班は、FAXで依頼を行うことを原則とする
- ・FAXでの依頼を行うことができない場合は、直接、本部へ届け必ず控えを残す
- ・避難所の市担当者は、受領時にその旨を災害対策本部へ連絡する
- ・避難者用の中には、市担当者、施設管理者の人数も含めるものとする

別紙様式 4 物資依頼票

避難所→災対本部→業者→災対本部

物 資 依 頼 票

①	発信日時 月 日 時 分				②	発注先業者名 FAX TEL			
	避難所名					票No. 票枚数(枚)			
	避難所住所					受付日時 月 日() AM・PM 時 分			
	発注依頼者 (役職名) FAX TEL					本部受信者名 FAX TEL			
		商品 コード	品 名	サイズ など		数量	単位 [ケース]	備考	個口
	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
6									
7									
8									
9									
10									
・ 1行につき1品、サイズ毎に記入し、数量はキリのよい数で注文 ・ 性別などの識別は、「サイズなど」欄に記入してください							個口合計		

- ・食料物資班の人はこの伝票に記入し、市担当者に配達・注文を要請
- ・総務班は、原則としてFAXで依頼を行ってください。FAXが使えない場合は、必ず控えを残しておいてください。食料物資班は、受領時に「物資管理簿」に記入してください

出荷日時 月 日() AM・PM 時 分				④	
③ 配達者名 FAX TEL				避難所 受領サイン	
お届け日時 月 日() AM・PM 時 分					

別紙様式5 指定避難所記録簿

指定避難所名

指定避難所記録簿

[illegible]

別紙様式6 地区別状況調査票

年 月 日 時現在

指定避難所名

地区別状況調査票

避難地区名 記録者名

地区の責任者またはその代理人は、毎日、避難所内にいる状況を報告してください。

項番6以降は、全体的な状況を報告してください。

項目番号	状況調査項目	
1	総避難者数	_____人（大体でよい）
2	内、要配慮者数	_____人
3	内、ケガ人数	_____人 ケガの状況
4	内、乳幼児数	_____人 足りない乳幼児用品
5	内、病人数	_____人 具合の程度
6	飲料水充足度	1. 充足 2. 不足
7	食料充足度	1. 充足 2. 不足
8	寒さ状況	1. 厳しい 2. まだ我慢できる
9	暑さ状況	1. 厳しい 2. まだ我慢できる
10	睡眠	1. 不眠 2. 寝不足
11	疲労	1. 蓄積 2. 中程度 3. 軽度
12	ペット数	犬 _____匹 猫 _____匹
特記事項		

B

以下の太枠内を記入し、センターに要請してください。

391

別紙様式8 未合意施設の利用マニュアル（例）

未合意施設の利用マニュアル

本マニュアルは、「施設利用合意書が必要な施設であるが、まだ施設管理者側と対象住民側で、緊急時の利用について一度も協議されていない」指定避難所に対して、

- ・緊急時の施設利用に関し、市の調査に応じた暫定的な施設利用法、または
- ・ミニ訓練を通じて改定された暫定的な利用法が明記されたものです。

【資料基本情報】

施設情報	施設名	
	住 所	
	電話番号	
	資料作成時の 施設管理代表者名	携帯電話番号
	資料作成時の 教育課長名	携帯電話番号
対象地区情報	対象地区数	
	資料作成時の 対象地区名 地区代表者名・連絡先	【記入例】 ○○地区 ●●●● (000-0000-0000)
	ミニ訓練の実施日	令和 年 月 日 (曜日)
	本マニュアルの作成日	令和 年 月 日 (曜日) 場所
	対象地区代表者への説明日	令和 年 月 日 (曜日) 場所
備考		

【暫定的な施設利用可能箇所】

下記表内の施設・設備は施設利用合意書が作成される前に緊急事態となった場合、暫定利用として施設管理側が許可したもので、別途、施設の見取図と平面図を併用して開錠・開設します。

707	使用可能な施設名	錠	留意事項	暫定開設	2次利用
一階	正門	🔒		○	
	屋内体育館	🔒		○	
	本館	🔒	(注1)		
	エントランス、廊下				
	一般教室				
	グランド			○	
	屋外トイレ			○	
	駐車場		(注2)		
			本部を設置する個室	○	
	備蓄倉庫	🔒			
階上	エントランス、廊下		(注3)		◎
	一般教室				◎

- (注1) セキュリティ対応に関しては、予め施設管理側から習得しておきます。
(注2) 駐車場は、別途見取図内に明記します。
(注3) 階上の2次利用は、暫定開設でスペース不足や1階浸水等の事態での利用となります。

※ 本マニュアルは、ミニ訓練の検証で見直されます。

令和2年5月21日改定	

避難情報予告・判断マニュアル

令和4年3月

韮 崎 市

1 警戒すべき区間・箇所一覧

○水防計画（ハザードマップ）による。

2 避難を要する区域一覧

- （１）重要な情報については、情報を発表した気象台・河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- （２）「避難を要する区域」は、過去の被害の実績や被害想定等を踏まえて特定したもので、水害は自然現象であるため不測の事態も想定される。事態の進行・状況に応じて、避難情報の発令区域を適切に判断すること。
- （３）「避難を要する区域」を特定する際に参考とした浸水想定区域図等は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があること。

○区域については、水防計画（ハザードマップ）による。

3 避難施設

○地域防災計画及び水防計画（ハザードマップ）による。

4 避難情報発令

- （１）想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することも十分考えられることから、関係機関との情報交換を密に行い、河川の上流部の状況や、暴風雨域の接近の状況、近隣での災害発生状況等、広域的な状況把握に努めること。
- （２）堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の区域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難等）、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。
- （３）特別警報が発表された場合は、重大な災害の発生が切迫しており、住民は直ちに命を守る行動をとる必要があることから、避難情報が発令されていない場合は、速やかに緊急安全確保を行うこと。ただし、避難のための外出を行うことにより、かえって危険がおよぶ恐れがある場合は、屋内での退避等の安全確保措置について指示を行うこと。
- （４）適切な避難実施のため、大雨、洪水等の警報や土砂災害警戒情報等の各種情報を勘案し、早期に高齢者等避難を発令するとともに、時機を失することなく的確に避難指示及び緊急安全確保の発令を行うこと。

○土砂災害

区分	現地による基準	気象情報等による基準			土砂災害警戒情報等による基準
		前日までの連続雨量が100mm以上の場合	前日までの連続雨量が40～100mmの場合	前日までの降雨がない場合	
高齢者等避難予告	高齢者等避難を発令する可能性があるとき				
【警戒レベル3】 高齢者等避難	湧き水、地下水に濁りなどが見つかったとき	当日雨量が50mmを超えたとき	当日雨量が80mmを超えたとき	当日雨量が100mmを超えたとき	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（キキクル）が「警戒（赤）」となったとき 2：通行規制等により、避難が困難になることが想定されるとき 3：発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
避難指示予告	避難指示を発令する可能性があるとき				
【警戒レベル4】 避難指示	溪流付近の斜面崩壊などが見つかったとき	当日雨量が50mmを超え、時間雨量が30mmを超えたとき	当日雨量が80mmを超え、時間雨量が30mmを超えたとき	当日雨量が100mmを超え、時間雨量が30mmを超えたとき	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表されたとき 2：土砂災害の危険度分布（キキクル）で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が表示されたとき 3：発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 4：発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	近隣で土砂災害が発生し、山鳴りや流木、斜面の亀裂が見つかったとき	大雨特別警報が発表されたとき	大雨特別警報が発表されたとき	大雨特別警報が発表されたとき	—

○洪水

河川名	【警戒レベル3】 高齢者等避難	【警戒レベル4】 避難指示	【警戒レベル5】 緊急安全確保
釜無川	1：指定河川洪水予報により、船山橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.00mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 2：指定河川洪水予報により、船山橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されているとき 3：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になったとき 4：穴山橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である1.70mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 5：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき 6：発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき	1：指定河川洪水予報により、船山橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.20mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 3：穴山橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.30mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき 5：発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき 6：発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき	1：堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき 2：国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になったとき 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき
塩川	1：指定河川洪水予報により、岩根橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.10mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 2：指定河川洪水予報により、岩根橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されているとき 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき 4：発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき	1：指定河川洪水予報により、岩根橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.50mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 2：堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき 3：発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき 4：発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき	1：堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき 3：堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき

御勅使川	1：堀切水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である1.50mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 2：御勅使上橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である2.00mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき 4：発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき	1：堀切水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である1.70mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 2：御勅使上橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である2.80mに到達したとき（今後の到達予想を含む） 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見されたとき 4：発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき 5：発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき	1：堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき 2：堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき

<参考>

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位 (高齢者等避難)	氾濫危険水位 (避難指示)
釜無川	船山橋右岸 甲府河川国道事務所 055-252-8885	1.50m	2.00m	2.00m	2.20m
	穴山橋右岸 中北建設事務所峡北支所 0551-23-3066	1.10m	1.70m	1.70m	2.30m
	御勅使上橋右岸 中北建設事務所峡北支所 0551-23-3066	1.60m	2.00m	2.00m	2.80m
塩川	岩根橋 中北建設事務所峡北支所 0551-23-3066	0.80m	1.70m	2.10m	2.50m

5 避難情報の伝達方法

(1) 避難情報の発令者について

避難情報の発令については、発令者である市長が、判断が必要な時期に不在又は連絡が取れない事態となることも予想されることから、次の順位に従い、上位の発令者が不在又は連絡が取れない場合には、その次の順位の者が発令を行う。

○避難情報の発令にかかる市長権限委譲順位

第1位 副市長 第2位 総務課長 第3位 建設課長

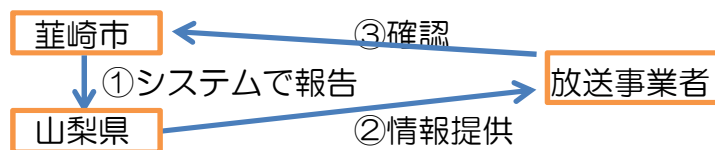
(2) 避難情報の伝達方法

避難情報を発令した場合は、防災行政無線、にらさき防災・行政ナビ、防災防犯メールマガジン、ホームページ、消防団による巡回、広報車による巡回等を駆使し、市民に確実に伝達することとする。

高齢者等避難を発令後に避難指示に切り替えて発令した場合や、避難指示を発令した後に緊急安全確保に切り替えた場合も、同様に市民に確実に伝達することとする。

6 避難情報の発令時の情報提供

避難情報を発令した場合は、山梨県総合防災情報システムにより避難情報を県防災危機管理課及び放送事業者へ情報提供する。ただし、当該システムが使用できない場合は、「様式1」によりファックスにて情報提供するものとする。



7 避難情報の伝達内容

○高齢者等避難の伝達文

・チャイム

こちらは、ぼうさい韮崎です。

警戒レベル3 高齢者等避難、福祉避難所開設のお知らせです。

台風の接近に伴い、今後、河川の氾濫、土砂災害などの恐れがあります。

お年寄りや体の不自由な方など、避難に時間のかかる方は、

老人福祉センター、大草デイサービスセンター、旧なごみの郷穴山に、福祉避難所を開設しておりますので、

状況に応じて、避難してください。

< 繰り返し >

○避難指示の伝達文

・サイレン

こちらは、ぼうさい韮崎です。

(■■町)(市内全域)に警戒レベル4 避難指示を発令しました。

(土砂災害の危険性が高まっています。)

(大雨により、■時間後には■■川の水位が避難判断水位に達する恐れがあります。)

身の危険を感じる方は、避難してください。
避難所は、(市内各小中学校)(■■■■)です。
なお、外が危険と判断する場合は、
屋内の高いところや、斜面から離れたところへ避難してください。
< 繰り返し >

○緊急安全確保の伝達文

・サイレン

こちらは、ぼうさい荏崎です。
(■■町)(市内全域)に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。
(大雨特別警報・記録的短時間大雨情報が発令されています。)
(■■川の水位が避難判断水位に達しました。)
(土砂災害の危険性が非常に高まっています。)
避難所は、(市内各小中学校)(■■■■)です。
直ちに、安全を確保してください。
避難は危険です。
今いる建物の中の安全な場所に移動してください。
< 繰り返し >

8 避難情報の解除

次に掲げる場合に該当し、かつ、水害による住民の生命に危険が無くなったと判断される場合には、避難情報を解除するとともに、解除した旨の情報を4項の方法により伝達する。

<解除基準>

- ①甲府地方気象台が大雨(浸水害)・洪水等の警報を解除した場合
- ②洪水予報河川の場合は、甲府地方気象台等が氾濫注意報を解除した場合
- ③避難基準水位を定めた河川の水位が避難基準水位以下に下がり、今後上昇する恐れのない場合
- ④浸水が発生している場合は、水が引くとともに、住民の立ち入りに危険性が無いと判断される場合

<伝達方法>

- ① 防災行政無線 ②にらさき防災・行政ナビ ③防災防犯メールマガジン
- ④twitter ⑤ホームページによる周知 ⑥消防団による巡回
- ⑦広報車による巡回

○解除情報の伝達文

・チャイム

_____時_____分に、発表した_____は解除されました。

○変更（特別警報⇒警報⇒注意報）の伝達文

・チャイム

_____時_____分に、発表した_____は、
_____に変更されましたが、引き続き警戒してください。

避難情報

送付日時： 月 日 時 分

- 1 避難情報の別
- ☐ 高齢者等避難（韮崎市地域防災計画）
- ☐ 避難指示（災害対策基本法第60条）
- ☐ 緊急安全確保（災害対策基本法第60条）
- 2 発令日時 月 日 時 分
- 3 解除日時 月 日 時 分
- 4 対象地域 _____
(およその世帯数 _____)
- 5 指定避難場所 _____
- 6 避難すべき理由
- ☐ 大雨による河川の氾濫の危険があるため
(河川名 _____)
- ☐ 大雨による土砂災害の危険があるため
- ☐ 地震による土砂災害の危険があるため
- ☐ 地震による家屋崩壊の危険があるため
- ☐ その他 (_____)

市	発信者所属・氏名	総務課
町	電話	0551-22-1111（代表）
村	FAX	0551-23-0249（1階）
県	確認者氏名	

山梨県防災危機管理課 055-223-1429

山梨放送 055-251-3271 テレビ山梨 055-228-3835

FM富士 055-228-1128 FM八ヶ岳 0551-36-6701

蕪崎市災害用備蓄計画

令和7年3月

— 目 次 —

1. はじめに
2. 備蓄目標計画の基本的な考え方
3. 公的備蓄品目と目標
4. 家庭内の備蓄について
5. 企業・事業所等の備蓄について
6. 流通備蓄について
7. 救護物資について
8. 備蓄場所について

1 はじめに

本市では、韮崎市地域防災計画に基づき、「自助」・「共助」を基本とした市民による家庭内備蓄を推進してきたが、令和6年1月に発生した能登半島地震や同年8月の南海トラフの巨大地震（巨大地震注意）の経験を踏まえ、市民には平時からの更なる備蓄の呼びかけ、避難所においては、国や県のプッシュ型支援が届くまでの間における公的備蓄品の強化を図る必要がある。

公的備蓄に関する基本的な考え方を整理し、限られた財源の中で効果的な備蓄体制を構築し、発災時におけるスムーズな避難所運営につなげるため本計画を策定する。

2 備蓄目標計画の基本的な考え方

（1）備蓄目標計画の位置づけ

「韮崎市地域防災計画」では、平時から市と住民が一体となって減災力の強いまちづくりを推進している。本計画においても同様の認識に立ち、自らの身の安全は自ら守ることが防災の基本であり、平常時から災害に備え、各家庭において最低3日間分、可能な限り1週間分以上を目標として食料、飲料水、生活必要品等の備蓄を行う必要がある。

しかし、震災時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者の発生が予想されるため、自助・共助を基本としながらも、市としても食料、生活必要品及び災害応急対策に必要な資機材等を備蓄する必要があり、これを計画的に推進するため、本計画を策定する。

なお、本計画は「韮崎市地域防災計画」に基づき策定するもので、韮崎市地域防災計画の下位計画として位置付ける。今後、5年ごとに見直しの検討を行うこととし、新たな課題や強化していくべき課題が生じた場合などには、その都度検討を加え、必要に応じ計画の修正を行うこととする。

（2）公的備蓄の基本的な考え方

市が備蓄する品目については、平時からの各家庭から持ち込まれる備蓄物資を考慮し、緊急性があり、自宅の全壊や焼失等により避難所で生活することとなった市民にとって、地域防災計画で想定している災害発生及び避難対象者から約3日間、必要不可欠な食料、生活必要品、資機材等を選定する。なお、備蓄品の基準や選定に際しては、「避難所運営ガイドライン」（内閣府令和4年）や「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」（内閣府令和6年12月改定）を参考にする。

(3) 被害想定

本計画作成の基礎とする被害想定は、本市において大規模な被害発生が想定される「糸魚川－静岡構造線（南部区間）」（市内における最大震度7/夏の12時）」とする。

想定地震	避難者数				避難所生活数		
	建物被害による避難者数	1日後	1週間後	1か月後	1日後	1週間後	1か月後
糸魚川－静岡構造線（南部区間）	528 （※1）	4,681 （※2）	6,450 （※2）	4,681 （※2）	2,809 （※2）	3,425 （※2）	1,404 （※2）

・上記の表は、山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月公表）に基づく避難者数を示したものの。

（※1）建物被害（全壊・焼失・半壊）による総避難者数

（※2）韮崎市地域防災計画に記載

(4) 対象者

（3）の「被害想定」に基づき、公的備蓄として最低限の備蓄を行にあたり、想定する対象者数としては、次のとおりとする。

本市最大規模となる「糸魚川－静岡構造線（南部区間）地震」を想定し、最大避難者数を対象者の基礎数値とする。なお、避難所毎の内訳を算定するため、指数として「避難率」及び「平均世帯人数」を使用する。

区分	対象者数
全避難者数	6,450 人
避難所内生活者	3,425 人
避難所外生活者	3,425 人

指数	指数	
A 避難率	23.15%	最大避難者数 6,450 人 ÷ 人口 27,858 人
B 平均世帯人員	2.2 人	人口 27,858 人 ÷ 世帯 12,904 人

※人口及び世帯数は、R6.10.1現在の住民基本台帳人口、世帯数とする。

＜算定基礎となる年代等＞

「韮崎市年齢別人口調」・長寿介護課資料

年齢区分	人数	対象者※1	割合※2	備考
3歳から79歳	24,470	5,665	87.8%	
1歳、2歳及び80歳以上	3,268	757	11.7%	白粥（アルファ化米）
0歳	120	28	0.4%	ミルク
0歳から3歳	562	131	2.0%	おむつ
40歳以上の要介護認定者のうち要介護度3 以上	582	135	2.1%	おむつ
10歳から55歳女性	6,327	1,464	22.7%	生理用品

※1：24,470 人（R6.10.1）に占める最大避難者数（6,450 人）の割合
人数×23.15%として算出

※2：想定避難者数全体 6,450 人に占める年齢区分の割合

（5）避難所

備蓄計画の算定とする避難所は、指定避難所及び指定福祉避難所とする。

指定避難所については、令和7年3月末の指定避難所及び令和7年9月から設置される韮崎中央体育館指定避難所に加え、今後、建設が予定されている新穴山体育館を加えた36施設とする。指定福祉避難所については、令和7年3月末の指定福祉避難所（3か所）のうち、旧なごみの郷を除く老人福祉センター及び大草デイサービスセンター2施設と、令和7年9月から設置される予定の韮崎中央体育館福祉避難所を加えた3施設とする。

指定避難所の収容可能者数は、収容施設面積から1人あたり3.5㎡で計算し、避難者数は、地区加入世帯の避難所毎の積み上げを避難世帯数、避難世帯数に平均世帯数2.2人を乗じた数とし、地区未加入世帯は、韮崎中央体育館への避難として算定する。

3 公的備蓄品目及び備蓄目標

災害を想定して市が備蓄する品目は、平時からの各家庭から持ち込まれる備蓄物資を考慮し、緊急性があり、自宅の全壊や焼失等により避難生活を行うこととなった市民を対象に、地域防災計画で想定している災害発生から約3日間、必要不可欠な食料、生活必需品、資機材等を選定する。備蓄品目の対象は、全避難者を対象とするものから、年齢、性別で異なるもの、避難所を単位とするものの複数の考え方があるため、個々の品目の用途や性質によって基準を変えて算定を行う。

備蓄目標とする備蓄品の種類は（１）食料品等、（２）生活必需品、（３）災害用トイレ、（４）避難所資機材、（５）居住用資機材、（６）調理用資機材とし、山梨県や連携中枢都市圏防災分科会による調達の仕組みも有効に利用するほか、寄付の受納や協定を積極的に活用し、令和１６年度を目標に備蓄を行う。なお、備蓄資機材の活用については、国の指針に基づき避難所開設時から設営がスムーズにできるよう、平時から住民や自主防災組織等に対しても避難所毎の備蓄品の数量や資機材の設置方法を周知する。

(1) 食料品等

車中泊等の避難所外避難者へも配給することが予想されたため、全避難者を対象とし、食料は1日3食3日分、飲料水は、1日3L3日分を確保する。種類として①アルファ米、②パン、③保存用クッキー、④飲用水、⑤おかゆ、⑥液体ミルクを備蓄する。

① アルファ米 《対象：全避難者》 消費期限：7年

1人当たり3食分を備蓄する。

【目標】 $6,450\text{人} \times 3\text{食} = 19,595\text{食}$

② パン 《対象：全避難者》 消費期限：7年

1人当たり4食分を備蓄する。

【目標】 6,450人×4食=25,800食

③ ビスケット・クッキー 《対象：全避難者》 消費期限：5年

1人当たり2食分を備蓄する。

【目標】 6,450人×2食×1 日=12,900食

④ 飲料水 《対象：全避難者》 消費期限：10年

1人1日当たり3L、3日分の飲料水（500ml）ペットボトル）を備蓄する。

【目標】 $6.450\text{人} \times 3\text{L} \times 3\text{日} \times 0.5\text{L/本} = 29.025\text{本}$

※災害時の飲料水は、上記の他、水道班が給水車で巡回。

⑤ 白粥 《対象：1歳、2歳及び80歳以上》 消費期限：7年

1人当たり3食を備蓄する。

【目標】 757人×3 食=2.271食

⑥ 液体ミルク 《対象：0歳》 消費期限：1年6か月

1人1日当たり6本として、3日分を備蓄する。1本200mlの液体ミルクを想定

【目標】 28人×6本×3日=504 本

(2) 生活必需品

トイレットペーパー、紙おむつ、生理用品等の生活必需品については、女性等の意見を取り入れ、用途にあった品目を計画的に備蓄する。

① おむつ

おむつは子ども用、大人用を用意するが、体形の大きい子どもは、大人用の紙おむつを利用する。

A 乳幼児用 おむつ <<対象：0歳から3歳>>

1人1日当たり6枚として3日分、体形にあわせて3種類を備蓄する。

i 小サイズ（テープ式Mサイズ）※対象者の5割使用を想定

【目標】 $131人 \times 50\% \times 6枚 \times 3日 = 1,177枚$

ii 中サイズ（パンツ式Lサイズ）※対象者の2割使用を想定

【目標】 $131人 \times 20\% \times 6枚 \times 3日 = 473枚$

iii 大サイズ（大人用テープ式Mサイズ）※対象者の3割使用を想定

【目標】 $131人 \times 30\% \times 6枚 \times 3日 = 708枚$

B 大人用 おむつ <<対象：要介護認定者の内要介護度3以上>>

1人1日当たり6枚として3日分備蓄する。

【目標】 $135人 \times 6枚 \times 3日 = 2,430枚$

②介護用尿取パット <<対象：要介護認定者の内要介護度3以上>>

避難所毎の避難者数を基礎数とし、指定避難所は1人1日1枚、指定福祉避難所は1人1日2枚を3日分備蓄する。

【目標】 $130人 \times 1枚 + 5人 \times 2枚 = 422枚$

③生理用品 <<対象：10歳～55歳女性>>

昼用、夜用、吸水ライナー、ショーツの4種類を選定する。1日8回×3日分とし、昼用は6回分、夜用は2回分とする。ショーツは対象者あたり1枚を備蓄する。

A 昼用（羽根付）

【目標】 $1,465人 \times 6回 \times 3日 = 26,370個$

B 夜用（羽根付）

【目標】 $1,465人 \times 2回 \times 3日 = 8,790個$

C 吸水ライナー

【目標】 $1,465人 \times 8回 \times 3日 = 35,160個$

D ショーツ

【目標】 $1,465人 \times 1枚 = 1,465枚$

④タオル <<対象：避難所内避難者>>

避難所用生活者用として1人1枚備蓄する。

【目標】 $3,225人 \times 1枚 = 3,225枚$

⑤ ウエットティッシュ 《対象：避難所内避難者・乳幼児・要介護者・女性》

除菌用アルコールタイプと、身体拭き用ノンアルコールタイプの2種類を備蓄する。

A 除菌用アルコールタイプ

【目標】 $3,225人 \times 3日分 = 9,675個$

B ノンアルコールタイプ ※1袋30枚入を想定

【目標】 乳幼児おしりふき用 $131人 \times 3日 = 393個$

【目標】 要介護者等清拭用 $135人 \times 3日 = 405個$

【目標】 女性デリケート用 $1,464人 \times 3日 = 4,392個$

⑥ トイレットペーパー 《対象：全避難者》 保存期限：10年

1人1日当たり8m として3日分備蓄する。1ロール当たり120m（15人）基準

【目標】 $6,450人 \times 8m \times 3日 \div 120m = 1,290ロール$

⑦ ごみ箱 《対象：避難所》

可燃、不燃用、感染用の3種類とし、可燃、不燃は避難者50人に1個、感染者用は避難所1個とする。

【目標】 可燃・不燃用・感染用 217個

（3）災害用トイレ

断水等により避難所施設内のトイレが使用できなくなった場合を想定し、災害のフェーズに応じて複数の種類を用意する。既存避難所に配備済みの汲み取り式トイレ、携帯トイレに加え、ラップ式トイレを配備し、付随する汚物袋等の消耗品を備蓄する。また、簡易トイレ専用の更衣スペースを確保するためトイレ専用のテント等も配備する。

トイレ台数は、発災直後を想定し避難者50人に1台、女性用は男性用の3倍の数量とし、施設用トイレで不足する分について災害用トイレを備蓄する。対象者は広域的な断水により自宅内のトイレが使用できなくなることや車中泊者の利用も想定されることから、全避難者とする。避難者のトイレの回数として、1人5回、3日間分とし、汚物袋や凝固剤の数量の算定基礎とする。災害用トイレは、上下水道が使えないことを想定し、1人1日5回×3日分の使用量を最低確保する。トイレの数量については、避難所収容人数50人に1台とし、女性用は男性用より3倍多い数量のトイレを確保する。

① 携帯トイレ（汚物袋と凝固剤のセット）

小学校・中学校避難所は400回分、その他避難所は200回分を備蓄する。

【目標】 $5避難所 \times 400回 + 34避難所 \times 200回 = 9,200回分$

② 簡易トイレ

簡易トイレは、ダンボールタイプの簡易トイレ、ラップ式トイレセット（トイレ、バ

ッテリー、テント、凝固剤セット)を備蓄する。

A ダンボールタイプ簡易トイレ

小学校・中学校避難所に400～500回分を備蓄

【目標】7避難所 3,350回分

B ラップ式トイレセット

【目標】39避難所×1+18避難所(共用トイレなし)×2台

+小中2台+新体育館10台=92台

C ラップ式トイレ消耗品

【目標】39避難所 35,100回分

③ 組み立て式トイレ

【目標】小中学校×1基+新体育館×2基=9台

④ マンホールトイレ(便座・テント・パーテーション)

新体育館×8、総合運動場×4、中田体育館×3、穴山体育館×3

【目標】トイレ数=18カ所

(4) 避難所資機材

避難所生活を送るために必要な資機材であり、使途から避難生活に必要なものと、避難所運営に必要なものがある。避難所毎に面積や収容人数が異なるため、避難所毎に必要な性を検討する。避難所用資機材を、大別して、電源、灯具、飲用水資機材、運営用資機材に整理する。

① 発電機

《避難所の規模により配備》

停電に備え室外に設置し、避難生活用の電源として避難所規模で3種類の発電機を用意する。複数の燃料供給を想定し、プロパンガスない施設は、ガソリンインバーター式、プロパンガスがある施設はLPG式を備蓄する。

A ガソリンインバーター式 2.4KVA

【目標】小×5・中×2・高×2・福祉避難所×2=11台

B ガソリンインバーター式 1.8KVA

【目標】小中高、公民館以外の避難所=15台

C LPGインバーター式 2.2KVA

【目標】公民館=11台 ※連携中枢都市圏の貸与物品を含む

② 蓄電池

《避難所の規模により配備》

蓄電池は避難所運営用、避難者生活用、福祉避難所用の3区分で検討する。②避難所運営用は、新型コロナウイルス対策補助金で購入したLED機能付きの蓄電池を配備済み。不足分(2台)を購入する。避難者生活用は、最低1台を確保し避難所規模に

応じて小中高は2台ずつ、葦崎中央体育館は4台配備する。福祉避難所用は、医療的ケアが必要な要配慮者が避難することを想定し、各避難所2台を配備する。

A 避難所運営用(LED照明兼用)

【目標】避難所 39台

B 避難生活者用

【目標】小中高2台+新体育館4台+その他1台=48台

C 福祉避難所用

【目標】福祉避難所×2台×3か所=6台

③ 投光器 《避難所運営用・避難者生活用》

投光器は避難所運営用と避難者生活用の2区分で検討する。避難者生活用は、避難所生活の安全確保から、現状の台数に1台加えた数量とする。

A 避難所運営用(蓄電池兼用)

【目標】避難所 39台

B 避難所生活用

【目標】避難所 54台

④ 組立式給水タンク(1000L) 《小中学校6カ所・文化ホール7カ所配備》

長期的な断水に対して備蓄する保存水の供給に限界があり給水車の対応となることが想定されるが、給水タンクに補水を行うことで1台しかない給水車を効率的に運用することができる。飲用水専用タンクとして利用する。

【目標】 7台

⑤ ガソリン携行缶 《避難所1台》

【目標】(指定避難所33カ所+指定福祉避難所3カ所)×1台=39台

⑥ コードリール 《避難所2台》

【目標】(指定避難所33カ所+指定福祉避難所3カ所)×2台=76台

⑦ 懐中電灯 《避難所3本》

【目標】(指定避難所33カ所+指定福祉避難所3カ所)×3本=116本

⑧ 救急セット 《避難所1箱》

【目標】(指定避難所33カ所+指定福祉避難所3カ所)×1箱=39箱

⑨ 拡声器 《避難所2台》

【目標】(指定避難所33カ所+指定福祉避難所3カ所)×2台=76台

⑩ 水槽(300L) 《小中学校・葦崎中央体育館避難所に各1基》

【目標】10基

(5) 居住用資機材

避難所居住用スペースは、プライベートを確保するためテントや間仕切りで空間を確保し、居住用資機材として、テント、間仕切りを選定し、避難所内の避難世帯分を備蓄する。緩衝用マットは、間仕切りの床材として利用し、毛布及びクッションアルミシートは、避難所生活者1人あたり1枚配布する。プライベートルームは、授乳スペースや更衣室として利用する。避難所を土足禁止とするためにシューズカバーを用意する。

① 屋内テント2人用 ≪指定避難所対象地区1地区×2張≫

【目標】 $2 \times 111 \text{地区} = 222 \text{張}$

② 屋内テント4人用 ≪指定避難所対象地区1地区×2張≫

【目標】 $2 \times 111 \text{地区} = 222 \text{張}$

③ 間仕切り ≪テント以外の避難所内生活世帯≫

【目標】 $1415 \text{世帯} - 444 \text{張} = 971 \text{セット}$

④ 間仕切り床材(緩衝用ダンボール) ≪間仕切り数≫

【目標】 $971 \text{セット} \times 2 \text{枚} = 1,942 \text{枚}$

⑤ 緩衝用マット ≪避難所内生活者≫

【目標】 $3,225 \text{人} \times 1 \text{枚} = 3,225 \text{枚}$

⑥ ダンボールベッド ≪高齢者数×1/2≫

【目標】 $1,148 \text{人} \times 1/2 = 574 \text{個}$

⑦ 毛布 ≪全避難者×3/4≫

【目標】 $6,450 \text{人} \times 3/4 = 4,837 \text{枚}$

⑧ アルミシート ≪全避難者×1/4≫

【目標】 $6,450 \text{人} \times 1/4 = 1,612 \text{枚}$

⑨ シューズカバー ≪避難所内生活者≫

【目標】 $3,225 \text{人} \times 3 \text{日} = 9,675 \text{セット}$ ※2枚で1セット

(6) 調理用資機材

炊出し用の設備として、避難所施設内の調理室の利用が考えられるが、調理施設がない場合や、調理室使用の合意がない場合は、調理用資機材を備蓄しておくことが必要である。備蓄用の調理用資機材として、炊出し用の五徳・釜、カセットコンロ、カセットボンベ、大鍋、やかんを備蓄する。

五徳や釜、カセットコンロは、ガス設備がない施設に配備する。カセットコンロは、ガス配備ができない間(3日間)を想定して最低セット数を配備する。冬季に水、1.2ℓを1日3回沸かす場合の必要量0.4本を基準とし、大鍋、やかんの1

3. 2ℓを沸かすために必要なガス必要量は2,364gをガスボンベ1本の容量で割り返した本数に3日分をかけた数を備蓄する。

ガス設備のない・調理室の利用ができない避難所施設

【県 施 設】

韮崎高校、韮崎工業高校、みだい体育センター

【屋内運動場】

中田屋内運動場、円野屋内運動場、神山屋内運動場、旭屋内運動場、竜岡屋内運動場

【児童センター】

韮崎児童センター、北東児童センター、北西児童センター、甘利児童センター

【そ の 他】

勤労青年センター、東京エレクトロン韮崎文化ホール、ゆーぷる韮崎、エコパーク竜岡、中央体育館（指定避難所スペース・福祉避難所スペース）、老人福祉センター、大草デイサービスセンター

① 五徳・釜 《ガス設備のない避難所》

【目標】 20施設×2台=40台

② カセットコンロ 《ガス設備のない避難所》

【目標】 20施設×2台=40台

③ カセットボンベ 《冬季に13.2ℓの水を沸かすのに必要なガスボンベ数》

【目標】 1日10本×3日×20避難所=600本

④ 大鍋（4.5L） 《ガス設備のない避難所100人1台》

【目標】 31個

⑤ やかん（8.7L） 《ガス設備のない避難所100人1台》

【目標】 31個

⑥ 紙コップ・紙皿 《全避難者》

【目標】 6,450人×3日= セット

⑦ 割箸 《全避難者》

【目標】 6,450人×2日=12,910膳

⑧ スプーン 《全避難者》

【目標】 6,450人×1日= 6,450本

⑨ サランラップ 《全避難者・避難所単位》

【目標】 6,450人×3日×0.3m=17,415m

÷194本（避難所単位）

4 家庭内の備蓄について

家庭内備蓄については、最低3日分、可能な限り1週間分を目標として推進することとするが、災害用の飲料水や食料品等を購入せずとも、普段から購入しているペットボトル飲料水や食料品、生活必需品等をうまく活用することにより、経済的な負担を抑えつつ備蓄することが可能である。

また、家屋被害にあった場合においても、物置や車の中、駐車場等、家屋外に備蓄品を置くことで、持ち出すことができるなど、具体的な備蓄や保管方法等について啓発する必要がある。このため、市は家庭内備蓄の充実に向け、にらさき防災・行政ナビ（防災アプリ）、広報誌、SNS、自主防災組織の活動等を通じ、広報や啓発に努め、各家庭や地域における備蓄を促進する。

5 企業・事業所等の備蓄について

企業・事業所等は、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止などに取り組み、従業員や来訪者の安全確保を図るとともに、地震が発生した場合に応急処置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資機材を備蓄し、防災訓練を実施する必要がある。また、震災時における従業員との連絡方法を定め、3日分以上の備蓄等を推進し、地震が発生した場合には、住民と協力し、周辺地域における防災活動を行うことが求められる。

6 流通備蓄について

本市では、企業等とあらかじめ協定等を締結し、災害発生時に、必要な物資を調達する仕組みを整備している。今後も災害時に備え、広域災害発生時にも対応しやすいと思われる企業を中心に流通在庫備蓄の体制を強化していく。

また、市の備蓄を補完する物資として、流通在庫備蓄の確保を図るために、これまで締結している協定内容を検証し、実効性のある流通在庫備に努めるとともに、円滑な供給体制の確保に努める。

7 救護物資について

救援物資の受入体制について、国や県、近隣の各市町村等と連携・協力しながら、体制の強化に努めていく。地域防災拠点として整備する韮崎中央体育館内を物資集積場所として受け入れを行う。救援物資の輸送や在庫管理等の業務を円滑に行うためには、物流計画の専門家や物流業務に精通した民間事業者の知識やノウハウ、また、施

設等を活用することが必要であることから、物流企業と連携し、効率的な物流システムの構築に努める。

さらに、避難所等からの物資需要を的確に把握し、円滑な物資提供ができるよう、的確な物資需要の情報収集体制の構築に努める。

8 備蓄場所について

本市では、市役所と市民交流センターに防災備蓄倉庫を、指定避難所である小学校5校、中学校2校の計7校に加え、公民館、高校、児童センター、屋外運動場ほか28か所に備蓄倉庫が設置されており、令和7年度には葦崎中央体育館に防災備蓄倉庫が設置される予定である。備蓄物品の数量や品目の増加に対して、備蓄場所を確保する必要性が生じた際は、未利用の公共施設や民間施設で活用が可能な場所も含め選定に努める。

備蓄目標

項目	備蓄品目		対象		基準	目標	現状	備蓄目標	目標年度
食料品等	1	アルファ米	全避難者	6,450 人	9食のうち3食分	19,350 食	7,050 食	△ 12,300 食	R14
	2	パン	全避難者	6,450 人	9食のうち4食分	25,800 食	3,672 食	△ 22,128 食	R14
	3	ビスケット・クッキー	全避難者	6,450 人	9食のうち2食分	12,900 食	6,220 食	△ 6,680 食	R14
	3	保存水	全避難者	6,450 人	1日500mlボトル6本（3L）×3日分	29,025 本	9,912 本	△ 19,113 本	R16
	4	白粥	1歳・2歳・80歳以上	757 人	3食分	2,271 食	1,000 食	△ 1,271 食	R14
	5	液体ミルク（200ml）	0歳児	28 人	1日6本×3日分	504 本	本	△ 504 本	R7
生活必需品	6	加熱剤	液体ミルクの本数	504 本	1本あたり1個	504 個	個	△ 504 個	R15
	7	乳児用おむつ	0歳～3歳児の7割	92 人	1日6枚×3日分	1,650 枚	枚	△ 1,650 枚	R9
	8	大人用おむつ	0歳～3歳児の3割	39 人	1日6枚×3日分	708 枚	枚	△ 708 枚	R11
			要介護3以上の避難者	135 人	1日6枚×3日分	2,430 枚	枚	△ 2,430 枚	R16
	9	介護用尿取りパット	要介護3以上の避難者	135 人	指定避難所：1枚・福祉避難所：2枚 ×3日分	422 枚	枚	△ 422 枚	R16
	10	生理用品 昼用（羽根付）	10歳～55歳女性	1,465 人	昼6枚×3日	26,370 枚	1,480 枚	△ 24,890 枚	R16
	11	生理用品 夜用（羽根付）	10歳～55歳女性	1,465 人	夜2枚×3日	8,790 枚	481 枚	△ 8,309 枚	R16
	12	生理用品 吸水ライナー	10歳～55歳女性	1,465 人	1日8枚×3日	35,160 枚	1,296 枚	△ 33,864 枚	R16
	13	ショーツ	10歳～55歳女性	1,465 人	1人1枚	1,465 枚	380 枚	△ 1,085 枚	R16
	14	タオル	避難所内生活者	3,225 人	1人1枚	3,225 枚	50 枚	△ 3,175 枚	R16
	15	ウエットティッシュ（アルコールタイプ）	避難所内生活者	3,225 人	1人×3日	9,675 個	個	△ 9,675 個	R16
	16	ウエットティッシュ（ノンアルコールタイプ）	0歳～3歳児	131 人	1日1個×3日（おしりふき用）	131 個	個	△ 131 個	R7
		※1個30枚入を想定	要介護3以上の避難者	135 人	1日1個×3日（清拭用）	135 個	個	△ 135 個	R7
			10歳～55歳女性	1,464 人	1人1個×3日（デリケートシート）	1,464 個	216 個	△ 1,248 個	R7
トイレ	17	トイレトペーパー	全避難者	6,450 人	1人1日8m使用×3日分÷205m/ロール	774 巻	巻	△ 774 巻	R11
	18	ごみ箱	避難所		可燃・不燃用（100人まで）各1個、感染用各1個	217 個	114 個	△ 103 個	R16
	19	使い捨てカイロ	避難所内生活者	3,225 人	1日1枚×3日	9,675 個	個	△ 9,675 個	R16
	20	携帯トイレ（汚物袋と凝固剤セット）	避難所施設トイレ	303 か所	5避難所×400回+34避難所×200回	8,800 回	2,400 回	△ 6,400 回	R16
	21	ダンボール式簡易トイレ本体	避難所	7 か所	小中7避難所	67 個	67 個	個	R6
	22	ダンボール式簡易トイレ消耗品	避難所	7 か所	400～500回分	3,350 回	3,350 回	回	R6
	23	自動ラップ式トイレ本体セット	避難所	39 か所	39避難所×1+共用トイレなし18避難所×2+小中2台+中央体育館10台	92 台	38 台	△ 54 台	R16
	24	自動ラップ式トイレ消耗品	避難所			35,100 回	1,900 回	△ 33,200 回	R16
	25	簡易トイレ更衣用テント	避難所	92 台		92 張	20 張	△ 72 張	R16
	26	組立式トイレ	避難所	8 か所	小中学校×1基+中央体育館×2基	9 基	9 基	基	R6

項目	備蓄品目		対象		基準	目標	現状	備蓄目標	目標年度
避難所用資機材	27	発電機（ガソリン式 2.4VA）	避難所	11 か所	小学校×5・中学校×2・高校×2	11 台	台	△ 11 台	R7
	28	発電機（ガソリン式 1.8VA）	避難所	15 か所	小中高、公民館以外の避難所	15 台	7 台	△ 8 台	R7
	29	発電機（LPG式2.2VA）	避難所	11 か所	公民館配置	11 台	9 台	△ 2 台	R7
	30	投光器・蓄電池（2400Wh）	避難所	39 か所	LED照明兼用タイプ	38 台	36 台	△ 2 台	R7
	31	蓄電池（2400Wh）	避難所	39 か所	小中高×2台、新体育館×4台、その他×1台	48 台	台	△ 48 台	R7
	32	蓄電池（2400Wh）	福祉避難所	3 か所	福祉避難所×2台×3か所	6 台	台	△ 6 台	R7
	33	投光器	避難所	39 か所	避難所2～4台	92 台	54 台	△ 38 台	R7
	34	組立式タンク（1000L）	避難所	7 か所	小中学校6カ所、文化ホール	7 台	台	△ 7 台	R7
	35	ガソリン携行缶（20L）	避難所	39 か所	指定避難所・指定福祉避難所 各1台	39 台	25 台	△ 14 台	R16
	36	コードリール	避難所	39 か所	指定避難所・指定福祉避難所 各2台	76 台	51 台	△ 25 台	R16
	37	懐中電灯	避難所	39 か所	指定避難所・指定福祉避難所 各3台	116 本	85 本	△ 31 本	R16
	38	救急セット	避難所	39 か所	指定避難所・指定福祉避難所 各1箱	39 箱	10 箱	△ 29 箱	R16
	38	拡声器	避難所	39 か所	指定避難所・指定福祉避難所 各2台	76 台	10 台	△ 66 台	R16
	39	ポリ水槽（300L）	避難所	39 か所	小中学校7か所×1台・中央体育館3台	10 台	10 台	台	R6
	40	屋内テント（2人用）	避難所	39 か所	地区×2セット	222 張	32 張	△ 190 張	R16
	41	屋内テント（4人用）	避難所	39 か所	地区×2セット	222 張	169 張	△ 53 張	R16
	42	プライベートルーム	避難所	39 か所	0歳～3歳避難者10人毎に1台	40 台	18 台	△ 22 台	R16
	43	間仕切り	避難所	39 か所	テント以外の避難所内生活世帯	971 式	971 式	式	R6
	44	緩衝用マット	避難所	39 か所	間仕切り数×2枚（間仕切りの床材として使用）	1,942 枚	988 枚	△ 954 枚	R16
	45	ダンボールベッド	高齢者	39 か所	高齢者数×1/2	574 台	200 台	△ 374 台	R16
	46	毛布	全避難者	6,450 人	全避難者の3/4	4,852 枚	2,834 枚	△ 2,018 枚	R16
	47	アルミシート	全避難者	6,450 人	全避難者の1/4	1,598 枚	枚	△ 1,598 枚	R16
	48	シューズカバー	避難所内生活者	3,225 人	1人3セット	9,675 式	式	△ 9,675 式	R16
調理用資機材	49	五徳・釜	ガス設備のない避難所	20 か所	1施設×2個	40 個	7 個	△ 33 個	R16
	50	カセットコンロ	ガス設備のない避難所	20 か所	1施設×2基	76 個	16 個	△ 60 個	R16
	51	カセットボンベ	ガス設備のない避難所	20 か所	1日10本×3日×施設数	660 本	102 本	△ 558 本	R16
	52	大鍋（4.5L）	ガス設備のない避難所	20 か所	ガス設備のない施設100人で1個	31 個	個	△ 31 個	R16
	53	やかん（8.7L）	ガス設備のない避難所	20 か所	ガス設備のない施設100人で1個	31 個	個	△ 31 個	R16
	54	ラップ（100m）	全避難者	6,450 人	0.3m×3食×6450人×3日	194 本	本	△ 194 本	R16
	55	割り箸	全避難者	6,450 人	1日1膳×2日	12,910 膳	膳	△ 12,910 膳	R7
	56	スプーン	全避難者	6,450 人	1日1本×1日	6,450 本	本	△ 6,450 本	R7
	57	紙コップ・紙皿	全避難者	6,450 人	1人1回×3日	19,350 式	式	△ 19,350 式	R16

韮崎市地域防災計画

令和7年4月1日

編集	韮崎市防災会議
発行	韮崎市
印刷	韮崎市
